

工 事 関 係 検 査 基 準

令和 6 年 6 月

東京都水道局

工事関係検査基準の改正履歴

発 行	平成 1 9 年 4 月		
一 部 改 正	平成 2 0 年 4 月		
一 部 改 正	平成 2 1 年 4 月		
一 部 改 正	平成 2 4 年 6 月		
一 部 改 正	平成 2 5 年 7 月	第 3 章	設 備 編
一 部 改 正	平成 2 6 年 4 月	第 3 章	設 備 編
一 部 改 正	平成 2 8 年 5 月		
一 部 改 正	平成 2 9 年 5 月		
一 部 改 正	平成 3 0 年 9 月	第 3 章	設 備 編
一 部 改 正	令和 5 年 2 月		
一 部 改 正	令和 6 年 6 月		

目 次

第1章 共通編

- 1 東京都水道局工事検査実施基準

第2章 土木・建築編

- 1 東京都水道局材料検査実施基準
- 2 既済部分検査認定基準
- 3 工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法
- 4 工事検査実施基準表
- 5 配水管布設工事検査補修取替基準

第3章 設備編

- 1 東京都水道局材料検査実施基準
- 2 既済部分検査認定基準
- 3 工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法
- 4 設備機器品目別検査実施基準表

第1章

共通編

1 東京都水道局工事検査実施基準

東京都水道局工事検査実施基準

第1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程（以下「財務規程」という。）第291条の規定に基づき、東京都水道局が締結した工事、製造その他の請負契約（以下「工事」という。）に係る検査の実施について必要な事項を定め、検査事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

第2 基準の適用範囲

この基準は工事の検査に適用し、財務規程第270条第1項に定める完成検査、既済部分検査、打切検査、中間検査及び材料検査に適用する。

なお、本基準においては「完成検査」を「完了検査」という。

第3 検査の方法

1 完了検査及び中間検査の方法

（1）完了検査及び中間検査は、この基準に定めるとおりとする。

（2）この基準にないものは、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編「4 工事検査実施基準表」、「5 配水管布設工事検査補修取替基準」によるほか、検査の方法が特記仕様書に定められているものを除き、東京都財務局制定「検査の技術的基準（工事関係）」の検査方法を準用する。

2 既済部分検査の方法

既済部分検査は、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編及び第3章 設備編の「2 既済部分検査認定基準」による。

3 打切検査の方法

打切検査は、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編及び第3章 設備編「3 工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法」による。

4 工事材料の検査方法

工事材料の検査は、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編、第3章 設備編「1 東京都水道局材料検査実施基準」及び第3章 設備編「4 設備機器品目別検査実施基準表」による。

5 その他

上記1～4によることが困難な場合は、検査担当課長が出納課長及び工事担当課長と協議して検査方法を定める。

第4 検査の時期

検査は、次の各号に掲げる種類に応じて、当該各号に定める時期に実施する。

1 完了検査及び既済部分検査

工事担当課長が、契約の相手方から検査に必要な書類を受理した日から 14 日以内

2 打切検査

契約担当課長、工事担当課長及び検査担当課長が協議して定めた日

3 中間検査及び材料検査

工事担当課長が請求した日、又は工事担当課長が契約の相手方から検査に必要な書類を受理した日から原則として 14 日以内

第 5 検査不合格の場合の手直し

検査員は、財務規程第 287 条の規定に基づき、契約の目的物について取替え、補修等（以下「手直し」という。）を求めるときは、次の各号に定めるところにより行う。

1 完了検査

不合格と判定した部分の手直しを行わせる場合、工事担当課長及び契約の相手方と手直し期限、再検査日時等を協議し、再検査を行う。

手直しの指示は、検査担当課長の承認を得て、「完成検査手直指示書」を契約の相手方に交付する。ただし、10 日以内の期限を定めて手直しを指示する場合は、検査担当課長の承認を要しない。

2 既済部分検査、打切検査及び中間検査

不合格と判定した部分の手直しを行わせる場合、工事担当課長及び契約の相手方とその手直し期限、再検査日時等を協議し、再検査を行う。手直しの指示は「既済部分、打切、中間検査手直指示書」を相手方に交付する。

第 6 破壊又は分解検査

検査員は、財務規程第 281 条の 5 の規定に基づく破壊又は分解検査を、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- 1 契約図書等で、検査員又は監督員の検査を受けてから使用するよう指定のある工事材料を、その検査を受けないで使用した場合
- 2 契約図書等で、検査員の検査を受けた後に、又は監督員の立会い等のもとに工事を施工するよう指定のあるものを、その検査又は立会い等を受けないで工事を施工した場合
- 3 工事関係書類、工事記録写真等の整備不良のため、契約図書等で指定した材料の使用又は出来形の施工内容が確認困難である場合
- 4 その他、契約の相手方の行った工事の施工内容が、契約図書等に適合しないと認められる相当な理由がある場合

第 7 検査の完了

- 1 検査員は、検査を完了したときは速やかに合否の判定を行い、検査調書を作成し、

検査担当課長に報告する。ただし、中間検査を完了したときは、必要な事項について報告する。

- 2 手直しを指示した場合の検査の完了は、手直しの履行を確認した時点とする。
- 3 検査員は、工事請負契約に係る検査（打切検査及び材料検査は除く。）を完了したときは、別に局長が定める要綱により速やかに検査成績の評定を行うものとする。
(財務規程第 281 条の 7)

第 8 その他

この基準以外に必要な事項は、経理部長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 5 年 3 月 1 日以降に契約する請負工事に適用する。

第2章

土木・建築編

1 東京都水道局材料検査実施基準

東京都水道局材料検査実施基準

第 1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程第 281 条の 6 の規定に基づき、東京都水道局が契約した工事又は製造（以下「工事」という。）に使用する受注者持材料の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 適用範囲等

- 1 この基準は、土木工事、建築工事及び単価契約工事に適用する。
- 2 土木工事とは、配水管工事、給水管工事、構造物工事及び治山林道工事を総称する。
- 3 単価契約工事とは、土木工事で単価契約を締結した工事をいう。

第 3 検査の執行区分及び検査方法

- 1 土木工事の材料検査は、別表 1（土木工事：一般材料）《A》及び（土木工事：水道材料）《B》に定める執行区分及び検査方法に従い、検査員又は監督員が行う。
- 2 単価契約工事の材料検査は、原則として監督員が行う。ただし、工場等における理化学試験検査、工事に重要な材料又は特注品等の試験検査は、原則として検査員が行う。
- 3 建築工事の材料検査は、「東京都財務局材料検査実施基準」を準用する。
- 4 建築付帯設備工事の材料検査は、第 3 章設備編による。

第 4 検査命令

- 1 検査員が行う材料検査
検査担当課長が、当該工事を担当する検査員に命ずる。ただし、検査担当課長が必要と認めるときは、他の検査員又は複数の検査員に命ずることができる。
- 2 監督員が行う材料検査
工事担当課長が、当該工事を担当する監督員に命ずる。

第 5 検査請求書

- 1 監督員は、契約の相手方から施工計画書、材料承諾図書等を提出させ検査を行う。
ただし、検査員が行う材料検査は、そのつど材料検査請求書を提出させる。（統一書式 20 参照）
- 2 監督員は、検査に合格した材料について、契約の相手方から受注者持材料搬入内訳調書を提出させる。

第 6 検査の立会い

- 1 検査員又は材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が材料検査を行う場合は、契約の相手方に立会いを求める。
- 2 検査員が行う材料検査は、原則として、監督員又は工事担当課長が指定する職員

(以下「立会員」という。)に立会いを求める。

- 3 監督員が行う材料検査は、特に必要がある場合を除いて、他の職員の立会いを要しない。
- 4 検査員及び立会員は、意見が一致しないとき、又は検査の実施に疑義を生じたときにはそれぞれ検査担当課長及び工事担当課長に報告し、その指示を受ける。

第7 検査の方法

- 1 材料検査の方法は、次のとおりとする。

(1) 品質検査

品質検査は、工事に使用する材料の品質を、検査職員が下記の規定に照らして検査する。

土木材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、水道局機械・電気標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、水道用配管材料仕様書、特記仕様書等。

その検査の方法は次による。

ア 試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等を観測して判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験（以下「理化学試験」という。）又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果に基づき判定する。

イ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等による観測及びJWWAのマーク、東京都の認証マークの表示確認により判定する。

ウ 照合による検査

外観、形状、寸法、重量及び品質管理上の成績表等を観測して判定するほか、理化学的性質は、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本水道協会（以下「JWWA」という。）のマーク等の表示及びJIS等に基づく規格証明書又は検査証明書等と現品を照合して判定する。

また、都で適当と認める品質証明（日本下水道協会規格「JSWAS」等）が添付されている製品も上記に準拠して判定する。

エ 書類による検査

土木工事において、建設局「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目及び「アスファルト混合物事前審査制度（試行）」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定する。

(2) 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして次の方法により検査する。

ア 検量による検査

使用前に直接材料を計量する。なお、直接材料を計量することができない場合は、検査職員の判断により別途の検査方法によることができる。

イ 出来形による検査

使用後に出来形等により間接的に確認する。

- 2 各品目別の検査方法は、次のとおりとする。ただし、検査職員が（１）、（２）の検査方法によることが適当でないと認める場合、又はこれによる必要がないと認める場合は、検査担当課長（監督員が検査を行う品目については工事担当課長）の承諾を得て、その方法を変更することができる。

（１）土木工事

別表１（土木工事：一般材料）《Ａ》及び（土木工事：水道材料）《Ｂ》に定めるとおりとする。

（２）建築工事

東京都財務局材料検査実施基準の別表２を準用する。

- 3 確認及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、ＪＩＳ等規格品と照合ができない場合、納入された材料に疑義が生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。
- 4 書類による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義が生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

第８ 理化学試験の方法等

- 1 検査職員は、理化学試験を受けさせるときは契約の相手方に試験委嘱指定申請書を提出させ、試験委嘱指定書に所要事項を記入のうえ交付する。（統一書式 23 参照）
- 2 検査職員は、１の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定する。

この場合、検査職員の立会は不要であるが、検査職員の立会を条件に、試験設備を有する製造業者等で試験を行うこともできる。
- 3 検査職員は理化学試験の供試料を採取するときには契約の相手方の立会のうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後直ちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を提示して行わせることができる。
- 4 検査職員は、採取した供試料を送付するときには供試料に打刻又は封印をする。

なお、検査担当課長（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

第９ 技術的基準

理化学試験の項目、供試料の採取基準、理化学試験の省略限度、その他材料の検査の技術的基準については、別表１，２によるほか土木材料仕様書、ＪＩＳ、「日本農林規格」又は特記仕様書等の定めによる。

第 10 検査結果判明後の措置

- 1 検査員は、材料検査が完了したときは速やかに契約の相手方及び監督員に合否を通知し、不合格品がある場合は、契約の相手方にこれを引き取らせる。
- 2 監督員は、材料検査の結果不合格品がある場合、直ちに契約の相手方にこれを引き取らせる。ただし、材料の性質上、使用後に理化学試験等の結果が不合格と判明したものは工事担当課長の指示を待って処理する。
- 3 2において、材料の性質上、使用後に理化学試験等の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事担当課長に報告のうえ、指示を待って処理する。

第 11 検査結果の報告

- 1 検査員は、材料検査を完了したときは検査担当課長に報告する。
- 2 監督員は、次に掲げる材料検査を行うときはそのつど工事担当課長に報告する。
 - (1) 使用前に不合格と認めて引取りを指示したとき
 - (2) 使用後に理化学試験の結果が判明したとき

第 12 特殊な品目の材料検査

この基準の別表 1 に記載のない品目の検査方法は、特記仕様書等に定められているものを除き、出納課長と検査担当課長及び工事担当課長が協議して定める。

なお、協議結果については、検査担当課長が検査員及び監督員に通知し、監督員は契約の相手方にこれを通知する。

第 13 材料検査の一部省略

試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が 1 回で合格している場合は、検査職員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても検査職員が必要と認めた場合については、試験を行わなければならない。

第 14 単価契約における材料検査

単価契約における材料検査の方法は、この基準の別表 1、別表 2 又は特記仕様書に定められているものを除き、工事担当課長の指示を受ける。なお、第 5、第 12 の規定は適用しない。

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名	検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
		品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
監督員	洗砂利	確認	出来形	300m ³	別表1-1による	—			101
監督員	コンクリート用砕石	照合	出来形	300m ³	別表1-1による	—			102
監督員	コンクリート用砕砂	照合	出来形	150m ³	別表1-1による	—			103
監督員	コンクリート用洗砂	確認	出来形	150m ³	別表1-1による	—			104
	アスファルト混合物用洗砂			150m ³	別表1-1による	—		(注3)	105
	構造用軽量コンクリート骨材			300m ³	別表1-1による	—		(注3)	106
監督員	砂	確認	出来形	300m ³	別表1-1による	—			107
監督員	クラッシュラン	照合 書類	出来形	300m ³	25kg	—		(注12) (注13)	108
監督員	再生クラッシュラン	確認 書類	出来形	300m ³	25kg	—		(注12) (注13)	109
監督員	再生砕石(擁壁等裏込め用)	確認 書類	出来形	300m ³	25kg	—		(注13)	110
監督員	再生砂(RC-10)	確認	出来形	300m ³	別表1-1による	—		(注12) (注13)	111
監督員	粒度調整砕石	照合 書類	出来形	300m ³	25kg	—		(注12) (注13)	112
監督員	再生粒度調整砕石	確認 書類	出来形	300m ³	25kg	—		(注12) (注13)	113
監督員	単粒度砕石	照合	出来形	300m ³	25kg	—			114
	スクリーニングス			300m ³	5kg	—		(注3)	115
監督員	砕石ダスト	確認	出来形	300m ³	5kg	—			116
監督員	道路用鉄鋼スラグ	照合 書類	出来形	300m ³	25kg	30m ³		(注12)	117
監督員	舗装用石粉	照合	出来形	30t	0.5kg	—	○		118
監督員	割ぐり石	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			119
監督員	玉石	確認	出来形	—	—	—			120
監督員	改良土	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			121
監督員	流動化処理土	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			122
監督員	粒状改良土	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			123
監督員	アスファルト混合物用溶融スラグ	確認	検量	300m ³	25kg	—	○		124
監督員	アスファルト混合物用汚泥焼却灰	確認	検量	30t	0.5kg	—	○		125
監督員	コンクリート用再生骨材H	照合	出来形	300m ³ (砕石) 150m ³ (細砂)	別表1-1による	—			126
監督員	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ	照合	出来形	30t	0.5kg	—			127
監督員 (注4)	一般構造用圧延鋼材	照合	検量	JIS G 3101	JIS G 3101	—	○		201
監督員 (注4)	溶接構造用圧延鋼材	照合	検量	JIS G 3106	JIS G 3106	—	○		202
監督員 (注4)	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	照合	検量	JIS G 3114	JIS G 3114	—	○		203
検査員 監督員	ねずみ鋳鉄品	照合	出来形	JIS G 5501	JIS G 5501	検査員指示	○	(注22)	204
検査員 監督員	球状黒鉛鋳鉄品	照合	出来形	JIS G 5502	JIS G 5502	検査員指示	○	(注22)	205
検査員 監督員	炭素鋼鋳鋼品	照合	出来形	JIS G 5101	JIS G 5101	検査員指示	○	(注22)	206
検査員 監督員	炭素鋼鍛鋼品	照合	出来形	JIS G 3201	JIS G 3201	検査員指示	○	(注22)	207

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名		検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
			品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
監督員	配管用炭素鋼鋼管		照合	検量 出来形	JIS G 3452	JIS G 3452	—	○	(注2)	208
監督員	一般構造用炭素鋼鋼管		照合	検量 出来形	JIS G 3444	JIS G 3444	—	○	(注2)	209
監督員	一般構造用軽量形鋼		照合	検量 出来形	JIS G 3350	JIS G 3350	—	○	(注2)	210
監督員 (注4)	ステンレス鋼材		照合	検量 出来形	JIS G 4305	JIS G 4305	—	○	(注2)	211
監督員	ミーハナイトメタル		確認	検量	JIS G 5501 に準ずる	JIS G 5501 に準ずる	検査員指示			212
監督員	アルミニウム合金鋳物		照合	出来形	JIS H 5202	JIS H 5202	—			213
監督員 (注4)	アルミニウム合金押出形材		照合	出来形	JIS H 4100	JIS H 4100	—			214
監督員	鉄筋コンクリート用棒鋼		照合	出来形	JIS G 3112	JIS G 3112	—	○		215
監督員 (注4)	PC鋼線及びPC鋼より線		照合	出来形	JIS G 3536	JIS G 3536	—	○		216
監督員	PC鋼棒		照合	出来形	JIS G 3109	JIS G 3109	—	○		217
監督員 (注4)	鋼管ぐい		照合	検量 出来形	JIS A 5525	JIS A 5525	—		(注2)	218
監督員	H形鋼ぐい		照合	検量 出来形	JIS A 5526	JIS A 5526	—		(注2)	219
監督員 (注4)	熱間圧延鋼矢板		照合	検量 出来形	JIS A 5528	JIS A 5528	—		(注2)	220
監督員	溶接用熱間圧延鋼矢板		照合	検量 出来形	JIS A 5523	—	—		(注2)	221
監督員 (注4)	鋼管矢板		照合	検量 出来形	JIS A 5530	JIS A 5530	—		(注2)	222
監督員	軽量鋼矢板		確認	出来形	JIS A 5528 に準ずる	JIS A 5528 に準ずる	—			223
監督員 (注4)	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット		照合	出来形	監督員指示	(注6)	—	○	(注6)	224
監督員 (注4)	摩擦接合用(構造用)トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット		照合	出来形	監督員指示	(注6)	—	○	(注6)	225
監督員	タイロッド類		試験	検量 出来形	50本	1本	25本	○	(注2)	226
監督員	スタッド		照合	出来形	JIS B 1198	JIS B 1198	—	○		227
監督員	鉄網		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			228
監督員	溶接金網		照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—			229
監督員	ひし形金網		照合	出来形	100㎡	列線1本	—			230
監督員	クrimp金網		照合	出来形	100㎡	列線1本	—			231
監督員	ネットフェンス構成部材		照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—			232
監督員	亜鉛めっき鉄線製かご類		照合	出来形	100個	列線1本	—			233
監督員	道路びょう		確認	出来形	1,000個	1個	—			234
監督員	反射性道路びょう		確認	出来形	500個	1個	100個			235
監督員	防護さく		確認	出来形	1,000m	1組	—			236
監督員	道路標識	路側式	確認	出来形	100本	1本	—			237
監督員		オーバークラッグ式	確認	出来形	50本	1本	—			
監督員	道路反射鏡		確認	出来形	50本	1本	—			238

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名	検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
		品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
監督員	視線誘導標	確認	出来形	100本	1本	—			239
監督員	照明灯柱テーパーポール	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○	(注26)	240
監督員	道路照明用器具	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○	(注26)	241
監督員	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)	照合	検量	JIS G 3140	JIS G 3140	—	○		242
監督員	ねじふし鉄筋及び継手	照合	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		243
監督員	ポルトランドセメント	照合	検量	50t	5.5kg	—	○	(注9)	301
監督員	高炉セメント	照合	検量	50t	5kg	—	○	(注9)	302
監督員	エコセメント	照合	検量	50t	5kg		○	(注9)	303
監督員	フライアッシュ	照合	検量	10t	別表1-1による	—	○	(注9)	304
監督員	安定処理用石灰	照合	検量	50t	100g	—	○	(注9)	305
監督員	セメント系固化材	確認	検量	50t	12g	—	○	(注9)	306
監督員	一般用レディミクストコンクリート	試験 書類	出来形	(注5)	20 $\frac{7}{8}$ 3本	(注5)	○	(注13) (注16)	307
監督員	舗装用レディミクストコンクリート	試験 書類	出来形	(注5)	20 $\frac{7}{8}$ 3本	(注5)	○	(注13) (注16)	308
監督員	水中用レディミクストコンクリート	試験 書類	出来形	(注5)	20 $\frac{7}{8}$ 3本	(注5)	○	(注13) (注16)	309
監督員	再生骨材Mを用いたコンクリート	試験 書類	出来形	(注21)	(注21)	(注21)	○		310
監督員	再生骨材Lを用いたコンクリート	試験 書類	出来形	(注21)	(注21)	(注21)	○		311
監督員	セメント処理混合物	試験 書類	出来形	100m ³	3本	30m ³		(注12)	312
監督員	遠心力鉄筋コンクリート管	照合	検量	300本	1本	—			313
監督員	プレストレストコンクリート管	照合	検量	300本	1本	—	○		314
監督員	舗装用コンクリート平板	照合	出来形	3,000枚	3枚	—	○		315
監督員	視覚障害者誘導用ブロック	照合	出来形	3,000枚	3枚	—	○	(注27)	316
監督員	インターロッキングブロック	照合	出来形	6,000個	3個	—	○		317
監督員	鉄筋コンクリートU形	照合	出来形	1,000個	2個	—			318
監督員	鉄筋コンクリートU形用ふた	照合	出来形	1,000個	2個	—			319
監督員	鉄筋コンクリートL形	照合	出来形	1,000個	2個	—			320
監督員	鉄筋コンクリート特殊L形 (鉄筋コンクリートU形ふた掛け用)	照合	出来形	1,000個	2個	—			321
監督員	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊 (場所打ち側溝ふた掛け用)	照合	出来形	1,000個	2個	—			322
監督員	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊 (国土交通省型)	照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—			323
監督員	コンクリート境界ブロック	照合	出来形	1,000個	2個	—			324
監督員	歩車道境界特殊コンクリートブロック	照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—			325
監督員	セミフラット型街きよ	確認	出来形	1,000個	2個	—	○		326
監督員	集水ます(街きよ用・L形用・U形用) ブロック類	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			327

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名		検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
			品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
監督員	鋳鉄製格子形集水ます用ふた		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			328
監督員	汚水ます(L形・円形)ブロック類		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			329
監督員	人孔側塊		照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—			330
監督員	人孔床版塊		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			331
監督員	人孔ふた		照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		332
監督員	人孔付属物		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			333
監督員	植樹帯用コンクリートブロック		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			334
監督員	道路浸透ます(コンクリート枠)		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			335
監督員	公園用ハンドホール		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			336
監督員	鉄筋コンクリート境界標杭		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—			337
監督員	コンクリート積みブロック		試験	出来形	3,000個	3個	なし	○		338
監督員	空洞コンクリートブロック		照合	出来形	1,000個	3個	—	○		339
監督員	プレストレストコンクリート矢板		照合	検量	500枚	2枚	—	○		340
監督員	遠心力鉄筋コンクリートぐい		照合	検量	100本	2本	—	○		341
監督員	ブレーション方式遠心力高強度 プレストレストコンクリートぐい		照合	検量	100本	2本	—	○	(注14)	342
監督員	道路橋用プレストレスト コンクリート橋げた		照合	出来形	50本	2本	—	○		343
監督員	鉄筋コンクリート管(ソケット)		照合	検量	300本	2本	—			344
監督員	プレキャスト街きょブロック		確認	出来形	1,000個	2個	—	○		345
監督員	信号機用ハンドホール		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		346
	石 油 アスファルト	ストレート(20～40)			10t	2kg	なし		(注3)	401
		ストレート(40～120)			50t	2kg	10t		(注3)	
	ポリマー改質アスファルトⅠ型				30t	2kg	3t		(注3)	402
	ポリマー改質アスファルトⅡ型				30t	2kg	3t		(注3)	403
	ポリマー改質アスファルトⅢ型				30t	2kg	なし		(注3)	404
	ポリマー改質アスファルトⅢ型－W				30t	2kg	なし		(注3)	405
	ポリマー改質アスファルトⅢ型－WF				30t	2kg	なし		(注3)	406
	ポリマー改質アスファルトH型				30t	2kg	なし		(注3)	407
	ポリマー改質アスファルトH型－L				30t	2kg	なし		(注3)	408
	ポリマー改質アスファルトH型－M				30t	2kg	なし		(注3)	409
	熱硬化性エラストマー入りアスファルト				30t	2kg	なし		(注3)	410
	脱色バインダ				30t	2kg	なし		(注3)	411
	トリニダットレイクアスファルト				5t	2kg	なし		(注3)	412

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名		検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
			品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
	硬質アスファルト				20t	2kg	なし		(注3)	413
監督員	石油アスファルト乳剤		照合	出来形	50kℓ	2ℓ	10kℓ	○		414
監督員	改質アスファルト乳剤		確認	出来形	30kℓ	2ℓ	3kℓ	○		415
監督員	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤		確認	出来形	30kℓ	2ℓ	3kℓ	○		416
監督員	アスファルト 混合物	細粒度	書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	417
		密粒度								
		密粒度ギャップ								
		開粒度1号								
		開粒度2号								
		粗粒度								
		ポーラス								
監督員	再生アスファ ルト混合物	再生密粒度	書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	418
		再生粗粒度								
監督員	ポリマー改質再生アスファルト混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	419
監督員	グースアスファルト混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	420
監督員	常温混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	—	○	(注7)	421
監督員	重交通対応・全天候型常温合材		書類	出来形	(注23)	(注23)	—	○	(注7)	422
監督員	アスファルト処理混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	423
監督員	再生加熱アスファルト処理混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	424
監督員	半たわみ性アスファルト混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	425
監督員	保水性アスファルト混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	426
監督員	ポーラスエポキシアスファルト混合物		書類	出来形	(注23)	(注23)	(注23)	○	(注7)	427
監督員	接着剤(橋面舗装用)		確認	出来形	供給者あるいは ロットが変わるごと	500g	—	○	(注8)	428
監督員	防水材 (橋面舗装用)	合成ゴム系溶剤型	確認	出来形	供給者あるいは ロットが変わるごと	500g	—	○	(注8)	429
		瀝青系加熱型	確認	出来形	供給者あるいは ロットが変わるごと	500g	—	○	(注8)	
		シート系	確認	出来形	供給者あるいは ロットが変わるごと	4m	—	○	(注8)	
		貼付用アスファルト	確認	出来形	供給者あるいは ロットが変わるごと	2kg	—	○	(注8)	
監督員	目地材(橋面舗装用)		確認	出来形	供給者あるいは ロットが変わるごと	2kg	—	○	(注8)	430
監督員	エッチングプライマー		照合	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	501
監督員	ジンクリッチプライマー		確認	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	502
監督員	ジンクリッチペイント		確認	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	503
監督員	一般用さび止めペイント		照合	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	504

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名		検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
			品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
監督員	鉛・クロムフリーさび止めペイント		照合	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	505
監督員	合成樹脂調合ペイント		照合	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	506
監督員	エポキシ樹脂塗料下塗		確認	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	507
監督員	超厚膜形エポキシ樹脂塗料		確認	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	508
監督員	変性エポキシ樹脂塗料		確認	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	509
監督員	ふっ素樹脂塗料		確認	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	510
監督員	道路標示塗料		確認	出来形	2,500kg	1kg	—	○	視感射率 ガラスビーズ 含有量	511
監督員	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		確認	検量	2,500kg	500g	—		(注8)	512
監督員	構造物さび止めペイント		照合	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	513
監督員	鋼構造物用耐候性塗料		照合	検量	2,500kg	500g	—	○	(注8)	514
監督員	樹 木・株物	樹木	確認	検量	形状寸法ランク毎 ・主要樹主毎	1本	—			601
監督員		株物	確認	出来形	樹種・形状寸法ラ ンク毎	1株もしくは 0.5㎡	—			
監督員	芝		確認	出来形	1000㎡	0.5㎡	—			602
監督員	地被植物・草花		確認	出来形	1000㎡	0.5㎡	—			603
監督員	植栽保護材料		確認	出来形	形状寸法ランク毎	1組(m)	—			604
監督員	土壌及び 土壌改良材	土 壌	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	10m3		(注1)	605
監督員		土壌改良材	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		(注1)	
監督員	肥料・農薬		確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		(注1)	606
監督員	目地板		確認	検量	1,000㎡	0.5㎡	—			701
監督員	注入目地材		確認	検量	2t	1kg	—			702
監督員	ポリ塩化ビニル止水板		照合	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		703
監督員	硬質塩化ビニル管		照合	検量	監督員指示	監督員指示	—			704
監督員 (注4)	エポキシ樹脂モルタル		確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		705
監督員	高輝度反射材		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		706
監督員	地点標		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—		(注1)	707
監督員	付着防止剤		確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		708
監督員	ライナープレート		確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		709
監督員	EPS(軽量盛土工法用発砲スチロール)		確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		710
監督員	硬質骨材(すべり止め舗装用)		確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		711
監督員	低騒音舗装用排水パイプ		確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		712
監督員	造園材料(石材)		確認	検量 出来形	監督員指示	監督員指示	—		(注2)	

別表1(土木工事:一般材料)《A》

検査の 執 行 区 分	品 名	検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書
		品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採 取 量	試験省略限度			
監督員	造園材料(木材)	確認	検量 出来形	監督員指示	監督員指示	—		(注2)	
監督員	組立人孔(規格品)	照合	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	組立人孔(特殊品)	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	通信用塩化ビニル管(PV管)	照合	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注11)	
監督員	通信用塩化ビニル管ダクトスリーブ	照合	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注11)	
監督員	通信用塩化ビニル管用管枕	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注11)	
監督員	通信用塩化ビニル管用潤滑剤	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注11)	
検査員 監督員	電線共同溝U型ボックス(特殊部)	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注11) (注22)	
検査員 監督員	電線共同溝铸铁製蓋	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注11) (注22)	
監督員	低騒音用排水パイプ	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	アルミニウム高欄・柵	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	プレキャスト街きょブロック	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	電力用塩化ビニル管(SVP管)	照合	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	電力用塩化ビニル管ダクトスリーブ	照合	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	電力用塩化ビニル管用管枕	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	電力用塩化ビニル管用接着剤	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	電線共同溝ふた用銘板	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		
監督員	電線共同溝ふた用埋設シート	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○		

別表 1 (土木工事：水道材料) 《B》

分類	検査の 執行 区分	品 名	検査方法		検査の技術的基準			承諾 (注25)	備考
			品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採取量	試験省略 限 度		
配管材料	監督員	ダクトイル鋳鉄 直管・異形管・付属品	確認 (注16)	検量	—	—	—	△	
	監督員	管路の付属物 (仕切弁、消火栓、空気弁 等)	確認 (注16)	検量	—	—	—	△	
	監督員	鋼管・ステンレス鋼鋼管 直管・異形管・付属品	確認 (注16)	検量	—	—	—	△	
	監督員	不断水用割Ｔ字管 バルブ等付属品を含む	確認 (注16)	検量	—	—	—	○	
	監督員	推進用鋳鉄管（付属品を含 む）	確認 (注16)	検量	—	—	—	○	
	監督員	推進用鋼管（付属品を含む）	確認 (注16)	検量	—	—	—	○	
	監督員	ステンレス・フレキ管	確認 (注16)	検量	—	—	—		
	監督員	ステンレス製給水管 直管・異形管・付属品	確認 (注17)	出来形	—	—	—		
配管付帯	監督員	サラシ粉・次亜塩素酸ソーダ	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	ダクトイル鋳鉄管継手用滑剤	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	ポリエチレンスリーブ・防食用ビ ニル粘着テープ・固定用ゴムバン ド・締め具	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	マクロセル防止用ゴム板類	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	さや管内・トンネル内配管用 鋼製管受台	照合	検量	—	—	—		
塗覆装	監督員	モルタルライニング用混和 剤・シールコート	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	水道用シールホース（ホース ライニング用）	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	鉄管切断端部用樹脂塗料	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	水道用タールエポキシ樹脂塗 料	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	水道用液状エポキシ樹脂塗料	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	熱収縮系チューブ又はシート	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	
附 属 物	監督員	消火栓用（区画量水器を含 む） コンクリートブロック	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員	制水弁室・空気弁室・排水室 用 コンクリートブロック	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員	消火栓・区画量水器・制水弁室・空 気弁室・排水室用鉄蓋高さ調整ブ ロック（レジンコンクリート）	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員	制水弁キョウ用 コンクリートブロック	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員	レンガ	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	樹脂モルタル	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		

別表 1 (土木工事：水道材料) 《B》

分類	検査の 執行 区分	品 名	検査方法		検査の技術的基準			承諾 (注25)	備考
			品質	数量	試料採取 単 位	試 料 採取量	試験省略 限 度		
附 属 物	監督員	無収縮モルタル	確認	出来形	—	—	—		
	監督員	アスファルトビッチ	確認	検量	—	—	—		
	監督員	継足金物	照合	検量	—	—	—	○	
	監督員	足掛金物	照合	検量	—	—	—	○	
	監督員	昇降梯子	照合	検量	—	—	—	○	
	監督員	てすり金物	照合	検量	—	—	—	○	
	監督員	鋼製階段	照合	検量	—	—	—	○	
土 木 材 料	監督員	ベントナイト	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員	起泡材	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	エアミ ルク用
	監督員	流動化材	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		セメントベ ントナイト 系
	監督員	水ガラス系薬液注入剤 (懸濁型・溶液型)	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員	溶接棒	確認	検量	—	—	—		
	監督員 (注19)	鋼製セグメント	照合 (注18)	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	(注24)
	監督員 (注19)	R Cセグメント	照合 (注18)	検量	監督員指示	監督員指示	—	○	
	監督員 (注20)	シールド機械	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	推進用さや管（下水道推進工 法用鉄筋コンクリート管）＜ 付属品含む＞	照合	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	PHC推進管	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		
浄 水 施 設	監督員	ろ過砂利	試験 (注15)	検量	100m ³	5kg			
	監督員	ろ過砂	試験 (注15)	検量	100m ³	4kg			
	監督員	アンスラサイト	試験 (注15)	検量	100m ³	1kg			
	監督員	粒状活性炭（再生炭を含む）	試験 (注15)	検量	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	スリット板	試験 (注15)	出来形	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	空気分散梁	試験 (注15)	出来形	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	ポーラスコンクリート	確認	出来形	監督員指示	監督員指示	—		
	監督員	分散砂利	確認	検量	監督員指示	監督員指示	—		

【参考】材料検査実施基準の注釈について

注1 製造元が発行する品質証明書により行うものとする。

注2 検査方法のうち、数量の欄に「検量」と「出来形」の両方を記載した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては出来形による検査とし、設置の数量の確認が困難なものについては、検量による検査とする。

注3 主に工場で素材として使用する材料は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法の欄を空欄とした。なお、素材以外に材料として使用する場合は、工事等の主管課長の判断により検査方法等を決定する。

注4 一工事で使用する同一品目の材料の数量が、次表に示す限度以上の場合は、監督員検査を検査員検査に代えて行う。

品 名	検査員検査とする数量の限度
一般構造用圧延鋼材・溶接構造用圧延鋼材 ステンレス鋼材・P C 鋼線及びP C 鋼より線	10 t
アルミニウム合金押出形材	検査員の指示による。
熱間圧延鋼矢板	20 t
鋼管くい・鋼管矢板	同一寸法の管の延べ延長250m
摩擦接合用高力六角ボルト六角ナット・平座金のセット	500組以上で検査員の指示による。
構造用トルシア形高力ボルト六角ナット・平座金のセット	500組以上で検査員の指示による。

注5 試料採取量の欄中、上段はスランプ・空気量試験の場合、下段は強度試験の場合を示す。試料採取単位は下表のとおりとする。なお、塩化物量は、JIS A5308-1993（解説）に定める「コンクリート中の塩化物総量規制」による。また、コンクリートポンプ施工・床版等で試料採取単位を小さくする場合は、特記仕様書による。

試験項目	試料採取単位
スランプ 及び 空気量	構造物の重要性和工事の規模に応じて50m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。
	〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。
圧縮強度	コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。 ① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び150m ³ ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が150m ³ を超えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。 ② 上記①以外のコンクリート、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリートは、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。 ③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）
	〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。
塩化物量	午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。
	〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。

注6 照合にかえて試験を行う場合は、次表のとおりとする。

	確認を試験にかえた場合に行う項目	試料採取量
ボルト試験片	引張り	2 個
ボルト製品	引張り（引張荷重） 硬さ	3 個 3 個
ナット製品	引張り（引張荷重） 硬さ	2 個 3 個
座金製品	硬さ	3 個
セット	トルク係数値締付軸力	3 個 5 個

注7 アスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前審査認定書（写）」を提出し、なっていないものについては配合計画書を作成し、「承諾申請書」を提出のうえ「試験を行う検査」により品質を確認するとともに、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。

注8 土木材料仕様書に定められている品質規定の全部の項目について行うものとする。

注9 セメント系材料は、手練りコンクリートや地盤改良工等において、工事現場で使用する場合に限り材料検査を行う。

注10 材料検査の技術的基準は、本表（別表1）、「土木材料仕様書」、「特記仕様書」等によるものとする。なお、材料検査の技術的基準は、試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について定めたものである。

注11 材料の仕様は監督員の指示による。

注12 建設局「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては「書類による検査」とする。

注13 供給者別に試験成績表を提出する。

注14 JIS等規格品以外は土木材料仕様書に従い試験が必要となる。

注15 品質検査のみ検査員が行う。

注16 受注者持配管材料チェック表による。

注17 日本水道協会又は東京都の認証マークとする。

注18 日本下水道協会（J S W A S）の認定工場で製作した証明書等がある場合

注19 特記仕様書により指定（特殊製品の場合）がある場合、又は（注11）によれない場合は品質検査のみ検査員検査とする。

注20 シールド機製作前に検査員と協議を行い、検査員の指示があった場合は品質検査のみ検査員検査とする。この場合のシールド機械の検査員検査は、発進箇所において組立完了後に行う。なお、受注者はシールド機製作過程において、品質検査、油圧機器及び電機器検査、工場仮組検査及び作動試験等に立ち会い、その報告書を監督員に提出する。

注21 建設局「土木材料仕様書」及び「土木工事施工管理基準」による。

注22 次の部材は本基準第12（特殊な品目の材料検査）に基づき適正に対応すること。
 ・電線共同溝部材（強度計算、現場加工を要する部材）
 ・橋梁重要部材（支承、伸縮装置、落橋防止装置、変位制限装置）

注23 土木工事出来形管理基準による。

注24 シールド工法及び鋼製セグメント圧入工法に適用する。

注25 ○提出書類は「承諾申請書」（統一様式25参照）とする。
 △配管材料仕様書に適合しない材料の提出書類は「承諾申請書」（統一様式25参照）とする。

注26 建設局材料検査実施基準による。

注27 コンクリート製以外の製品（合成樹脂製品）は「確認」のみとする。

別表1-1 試料採取量別表

品名:洗砂利

呼び名	ふるい分け注(1)
5005	10kg
4005	8kg
3005	6kg
2505	5kg
2005	4kg
1005	2kg

品名:砂

ふるい分け
500g

品名:再生砂(RC-10)

ふるい分け
500g

品名:フライアッシュ

セメントの物理試験方法(粉末度)	コンクリート用フライアッシュ(二酸化けい素、水分、強熱減量、密度)	コンクリート用フライアッシュ附属書2フライアッシュのモルタルによるフロー値及び活性度指数の試験方法
60g	73.5g	5kg

注(1) 骨材の最大寸法(mm)の0.2倍

品名:コンクリート用砕石

呼び名	密度・吸水率	安定性	ふるい分け注(1)	微粒分量	実積率	すりへり 注(2)	粒度区分
4005	5kg	16kg	8kg	8kg	20L	5kg	A
2505	2kg	10kg	5kg	4kg	20L	5kg	B
2005	2kg	8kg	4kg	4kg	20L	5kg	H
1505	2kg	6kg	3kg	4kg	20L	5kg	C
1305	2kg	6kg	3kg	2kg	20L	5kg	C
1005	2kg	4kg	2kg	2kg	4~6L	5kg	C
8040	5kg	16kg 注(3)	16kg	8kg	60L	10kg	E
6040	5kg	16kg 注(3)	12kg	8kg	60L	10kg	E
4020	5kg	16kg	8kg	8kg	60L	10kg	G
2515	2kg	10kg	5kg	8kg	20L	5kg	B
2015	2kg	8kg	4kg	4kg	20L	5kg	B
2513	2kg	10kg	5kg	4kg	20L	5kg	B
2013	2kg	8kg	4kg	4kg	20L	5kg	B
2510	2kg	10kg	5kg	4kg	20L	5kg	B
2010	2kg	8kg	4kg	4kg	20L	5kg	H

注(1) 骨材の最大寸法(mm)の0.2倍した値にkgをつけた値とする

注(2) ここに示す質量は、右粒度区分によって分級した試験用試料質量をさす。粒度区分については、JIS A 1121に拠ること

注(3) 骨材の最大寸法が40mmを超える場合は、40mmふるいを通過するものを試験用試料とする

品名:コンクリート用砕砂

密度・吸水率	安定性	ふるい分け注(1)	微粒分量	実積率
2kg	3kg	500g	1kg	2~4L

品名:コンクリート洗砂

有機不純物	ふるい分け
500g	500g

品名:アスファルト混合物用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500g	500g

※再生骨材については土木材料仕様書を参照

品名:構造用軽量コンクリート骨材

	細骨材の密度・吸水率	粗骨材の密度・吸水率	強熱減量	酸化カルシウム	三酸化硫黄	塩化物	有機不純物
細骨材	1,600g	—	500g	500g	500g	500g	300g
粗骨材	—	注(1)					

	安定性	粘土塊量	微粒分量	ふるい分け	モルタル中の材骨材の実積率、単位容積質量	粗骨材の実積率	粗骨材の単位容積質量
細骨材	3kg	600g	1kg	250 注(2)	24時間吸水表面乾燥状態で600ml	—	—
粗骨材	10kg	最大寸法15:2kg 最大寸法20:5kg	4kg	最大寸法15:1.5kg注(3) 最大寸法20:2kg注(3)	—	2kg	12kg

注(1) $m_{\min}=(d_{\max} \times D_e)/25$ ここに、 $m_{\min}$:試料の最小質量(kg) $d_{\max}$:粗骨材の最大寸法(mm) D_e :粗骨材の推定密度(g/cm^3)

注(2) 構造用軽量骨材の場合は、普通骨材質量の1/2

注(3) 骨材最大寸法(mm)の0.2倍の1/2

2 既済部分検査認定基準

既済部分検査認定基準

第1 目的

この認定基準は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事検査（既済部分検査）の円滑化、効率化に資することを目的とする。

第2 適用の範囲

この既済部分検査認定基準及び既済部分認定数量算出方法（以下「基準等」という。）は、次に掲げる工事の既済部分検査の認定及び認定数量の算出（以下「認定等」という。）を行う場合に適用する。

- （１）配水管工事（開削工事、推進工事及びシールド工事）
- （２）構造物築造工事
- （３）建築工事（建築機械・電気工事を含む。）
- （４）（１）から（３）までに掲げる工事のほか、この基準等に定める工種が単独で計上されている工事

第3 適用の除外

第2の規定に係わらず、次の認定等の基準及び方法は、検査担当課長及び工事担当課長が出納課長と協議する。

- （１）基準等によりがたいと認めたとき。
- （２）基準等に定めのある工種と定めのない工種とを一括して認定等をするとき。
- （３）基準等に定めのない工種又は定めによらないで認定等をするとき。

第4 出来高の確認方法

検査員は、既済部分検査を「既済部分検査認定基準」により、出来高として採用できる既済部分と不採用とすべき未済の部分とを区別して出来高の確認を行う。

第5 その他

この基準等は、支払を伴わない工事の年度末清算の出来高認定に準用することができる。

(1) 開削工事－Ⅰ

工種	名 称	形 状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
管 布 設 工 事	(土工事)					
	掘 削		式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%	(配管布設完了延長÷配管 布設延長)×0.95	
	発 生 土 運 搬					
	処 分 費					
	埋 戻 し	しや断層用砂	式	〃	〃	
		埋戻し用砂				
		改良土・良質土				
	土 留 工	鋼 矢 板	式	〃	土留種別毎に算出	
		H形鋼横かけ板				
		土 留 残 置				
	再 掘 削 工		式	〃	〃	
	覆 工		式	〃		
	構造物こわし工		式	〃		
	水 替 工		式	〃		
	(配管工事)					
	配 管 工	口径、FCD、S、KF	式	配管布設完了延長 の95%		
	接 合 工	FCD 〇〇㎜	式	配管接合完了箇所 の95%		
	切管工・挿口形成	FCD 〇〇㎜	式	配管布設完了延長 の95%		
	管接合鋼管溶接	口 径 別	式	(放射線透過又は超音波探傷)完了箇所の95%		
	鋼 管 切 管	口 径 別	式	切管、仮溶接完了延長の95%		
	溶接箇所塗覆装	口 径 別	式	塗覆装検査完了箇所数の95%		
	内面継手接合工	口 径 別	式	接合完了箇所数の95%		
	内面継手モルタル	口 径 別	式	モルタルてん充検査完了箇所数の95%		
	水 圧 試 験	口 径 別	式	水圧試験完了箇所数の95%		
	管 撤 去 工		式	仮舗装完了延長 の95%		
	管 防 護 工		式	防護完了延長 の95%		
	防食用被覆工	口 径 別	式	完了延長 の95%		
	断水連絡工	口 径 別	式	完了箇所数 の95%		
	栓 防 護 工	口 径 別	式	〃		

開削工事－Ⅱ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認 定 数 量 算 出 方 法	備 考
管 布 設 工 事	(伏越部)					
	土 工 事	口 径 ・ 管 種 別	式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	配 管 工 事					
	(連絡工)					
	土 工 事	口 径 ・ 管 種 別	式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	配 管 工 事					
	(分岐工)					
	土 工 事	口 径 ・ 管 種 別	式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	配 管 工 事					
	(運般工)					
	支 給 材 料 運 搬 工		式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	発 生 品 運 搬 工					
	配水小管布設替工事					
	(管布設替工)					
	土 工 事	口 径 ・ 管 種 別	式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	配 管 工 事					
	(新設工)					
	土 工 事	口 径 ・ 管 種 別	式	配管布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	配 管 工 事					
	(管撤去工)					
	土 工 事	口 径 ・ 管 種 別	式	撤去完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	管 撤 去 工 事					
	(給水栓取付替工)					
	給 水 栓 取 付 替 工			式	取付替完了箇所数部分で仮舗装完了の95%	

開削工事－Ⅲ

工 種	名 称	形 状	単 位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
その他工事	その他工事					
	(水管橋上部構造製作及び架設工事)					
	橋体製作及び架設工					
	製 作 工		式	現場搬入完了90%、仮設完了10%		
	仮 設 工		式	仮設完了 90%、撤去完了10%		
	塗 装 工		式	各 工 種 完 了 95%		
	基 礎 工					
	付 帯 工					
	共 通 仮 設 費			開削工事の各項を準用		
	(配水本管添架工)					
	配管工事					
	製 作 工		式	現場搬入完了90%、添架完了10%		
	添 架 工		式	配管完了 95%		
	配 管 工					
	共 通 仮 設 費		式	開削工事の各項を準用		
	(配水小管添架工)					
	製 作 工		式	現場搬入完了90%、添架完了10%		
	添 架 工		式	配管完了 95%		
	配 管 工					
	共 通 仮 設 費		式	開削工事の各項を準用		
附属施設築造工	附属施設築造工					
	(制水弁室築造工)					
	土 工 事	立形・横形00mm	式	仮舗装完了部分で築造完了箇所数の95%		
	築 造 工					
	(空気弁室築造工)					
	土 工 事	単口・双口00mm	式	仮舗装完了部分で築造完了箇所数の95%		
築 造 工						

開削工事－Ⅳ

工種	名 称	形 状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
附属施設 構築工	(伸縮管室築造工)					
	土 工 事		式	仮舗装完了部分で築造完了箇所数の95%		
	築 造 工	口径別				
	(流量計室築造工)					
	土 工 事		式	仮舗装完了部分で築造完了箇所数の95%		
	築 造 工	口径別				
	(通信ケーブル用マンホール)					
	土 工 事		式	仮舗装完了部分で築造完了箇所数の95%		
	築 造 工	口径別				
	(排水設備工)					
	排水室築造工	内径 ○○○mm	式	仮舗装完了部分で築造完了箇所数の95%		
	排水管布設工	内径 ○○○mm	式	配管完了延長部分で仮舗装完了の95%		
	吐出管布設工	内径 ○○○mm	式	布設完了延長部分で仮舗装完了の95%		
地盤改良工	地盤改良工					
	(薬液注入工)					
	薬 液 注 入 工	工法記入	式	注入完了30% 床 付 完 了 50 % 配 管 完 了 20 %		
	注 入 設 備 工					
	(噴射攪拌杭工)					
	噴 射 攪 拌 杭 工		式	打設完了30% 床 付 完 了 50 % 配 管 完 了 20 %		
	注 入 設 備 工					
	舗装工	舗 装 工				
(舗装こわし工)						
舗 装 こ わ し 工		アスファルトコンクリート 〇 〇 型	式	仮舗装完了面積の95%	(仮舗装完了面積÷ 仮舗装面積)×0.95	
舗 装 こ わ し 工		＃ 〇 〇 型				
舗 装 こ わ し 工		＃ 〇 〇 型				
(復旧工)						
本復旧						
ア ス フ ァ ル ト コンクリート舗 装	〇 〇 型	式	本復旧完了面積の95%	(本復旧完了面積÷ 本 復 旧 面 積)×0.95		

開削工事－V

工種	名 称	形 状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備 考	
舗装工	アスファルト コンクリート舗装	〇〇型 表 基 層	式	本復旧完了面積の95%	(本復旧完了面積÷本復旧 面積)×0.95		
	アスファルト コンクリート舗装	〇〇型 表層					
	仮舗装						
	アスファルト コンクリート舗装	〇〇型	式	仮舗装完了面積			
	〃	〇〇型					
	〃	〇〇型					
	附帯設備工						
	附 帯 設 備 工		式	復旧完了			
	仮設費	仮 設 費					
		電 力 設 備 工		式	仮設費を除いた直接工事費出来高割合		
既施設物防護工			式	処理完了			
路面すりつけ工							
駐車計撤去復旧			式	設置完了50%、撤去完了50%			
広報板設置工							
仮 囲 い			式	仮設費を除いた直接工事費出来高割合			
支障物件処理工			式	処理完了			
仮 設 道 路 工			式	仮設費を除いた直接工事費出来高割合			
仮設材質料及び 修 理 費							
交通管理費	交通管理費						
	交 通 管 理		式	交通管理費を除いた 直接工事費出来高割合		平成28年6月1日以降 の起工案件に適用	
共通仮設費	共通仮設費						
	(共通仮設費率分)						
	共通仮設費率分		式	直接工事費出来高割合			
	(運搬費)						
	仮 設 材 運 搬 工		式	直接工事費出来高割合			
建設機械運搬工							

開削工事－Ⅵ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
共 通 仮 設 費	(準備費)					
	試 験 掘 工		式	直接工事費出来高割合		
	通 水 準 備 工		式	通水完了		
	土 質 調 査 工		式	報告書提出完了		
	(事業損失防止施設費)					
	地 下 水 調 査 費		式	観測井設置80%撤去20%		
	騒 音 調 査 費		式	防音壁設置完了で直接工事費出来高割合		
	(安全費)					
	交 通 管 理 費		式	直接工事費出来高割合		平成28年5月31日ま での起工案件に適用
	工 事 照 明 費		式	直接工事費出来高割合		
	(役務費)					
	電力基本料金		式	直接工事費出来高割合		
	用 地 費					
	(技術管理費)					
	地 下 水 調 査		式	報告書提出完了		
	下水道管路内調査					
	騒音振動調査					
	検 査 費					
	家 屋 調 査					
	建設副産物登録費		式	登録報告書提出完了		
	(営繕費)					
	監 督 員 詰 所		式	直接工事費出来高割合		
	(イメージアップ経費率分)					
	イメージアップ経費率分		式	直接工事費出来高割合		
	発生品売却費					

(2) 推進工事－I

工 種	名 称	形 状	単 位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
推 進 工 事	(推 進 口 築 造 工)					
	土 工 事					
	掘 削	人力・機械別	式	床付完了数量 発生土運搬数量	掘削面積×掘削深さ	
	発生土運搬					
	処分費					
	埋 戻 し	しや断層用砂 埋戻し用砂 改良土 良 質 土	式	埋 戻 し 完 了 数 量	埋戻断面積×埋戻深さ	
	土 留 工	〇〇矢板 H形鋼横かけ板 ライナープレート	式	打 設 完 了 30% 床 付 完 了 20% 引 抜 完 了 50%	(長さ+幅)×2×掘削深さ	
		同 上 残 置	式	床 付 完 了 80% 埋戻し(上部撤去)完了 20%	(長さ+幅)×2×掘削深さ	
		場 所 打 杭	式	打 設 完 了 70% 床 付 完 了 20% 埋戻し(上部撤去)完了 10%	口径、杭長別に算出	
		地中連続壁	式	築 造 完 了 70% 床 付 完 了 20% 埋戻し(上部撤去)完了 10%	(長さ+幅)×2×掘削深さ	
		覆 工	式	架 設 完 了 50% 撤 去 完 了 50%		
		基礎コンクリート	式	打 設 完 了 出 来 高 割 合		
	水 替 工	式	立坑、推進等の関係工事出来高割合			
	配 管 工 事 開 削 工 事 の 各 項 に 準 ず る					
	推 進 工 事 (さ や 管 、 鉄 管)					
	(1) さ や 管 推 進 (刃 口 推 進 工 法)					
	材 料 費	口径、管種別	式	推 進 完 了 延 長 出 来 高 割 合	推 進 完 了 延 長 ÷ 総 推 進 延 長	
	仮 管 推 進 工					
	管 内 掘 削					
	坑 内 作 業					

推進工事－Ⅱ

工種	名 称	形 状	単位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
推進工事	坑 外 作 業	口径、管種別	式	推進完了延長出来高割合	推進完了延長÷総推進延長	
	管 緊 結					
	滑 材 注 入					
	裏 込 め 注 入					
	目 地 モ ル タ ル					
	発 生 土 運 搬					
	処 分 費					
	仮 設 備 工					
	さや管内配管工					
	砂 充 て ん					
	モ ル タ ル 充 填					
	さや管閉塞工					
	推進用水替工					
	受注者持配管材料費					
	(2) 泥 水 推 進 工 法					
材 料 費	口径、管種別	式	推進完了延長出来高割合	推進完了延長÷総推進延長		
管 推 進 工						
仮 設 備 工						
送 排 泥 設 備 工						
泥 水 処 理 設 備 工						
推進機械器具損料						
仮 設 備 工						
(3) 小 口 径 管 推 進 工 (泥 水 式 ・ 仮 管 併 用 推 進 方 式)						
仮 管 推 進 工	口径、管種別	式	ダクタイル管・SP管の 推進完了延長出来高割合	推進完了延長÷総推進延長		
管 推 進 工						
発 生 土 ・ 泥 水 処 分 工						
管 材 料 費						
管 接 合 工						
推進機械器具損料						
仮 設 備 工						
(4) 小 口 径 推 進 工 (オ ー ガ ー 掘 削 推 進 方 式)						
管 推 進 工	口径、管種別	式	推進完了延長出来 高割合	推進完了延長÷総推進延長		
滑 材 注 入						
発 生 土 処 分 工						
坑 口 工						
立 坑 基 礎 工						

推進工事－Ⅲ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
推 進 工	立 坑 基 礎 工		式	推進完了延長出来高割合	推進完了延長 ÷ 総推進延長	
	推 進 設 備 工					
	先導管据付・撤去工					
	スクリーコンベアー 類 撤 去 工					
	鏡 切 り 工					
	推 進 水 替 工					
附属施設築造工			式	開削工事の各項に準ずる		
地 盤 改 良 工			式	開削工事の各項に準ずる		
舗 装 工			式	開削工事の各項に準ずる		
交 通 管 理 費	交 通 管 理 費		式	開削工事の各項に準ずる		
共 通 仮 設 費			式	開削工事の各項に準ずる		

(3) シールド工事－I

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認 定 数 量 算 出 方 法	備 考
立 坑 築 造 工	管布設工事及び附属施設築造工事については、開削工事の各項を準用					
	(土工事)					
	掘 削	機械・人力別	式	発生土運搬完了数量	掘削面積×掘削深さ	
	発 生 土 運 搬					
	処 分 費					
	埋 戻 し	しゃ断層用砂 埋戻し用砂 改良土 良質土	式	埋戻し完了数量		
	土 留 工	地中連続壁	式	築造完了 70% 床付完了 20% 埋戻し(上部撤去)完了10%	(長さ+幅)×2×掘削深さ	
		場 所 打 モルタル杭 (SMW含)	式	本打設完了 70% 床付完了 20% 埋戻し(上部撤去)完了10%	口径、杭長別に算出	
		鋼矢板 (H形鋼)	式	床付完了 50% 引抜完了 50%	(長さ+幅)×2×掘削深さ	
		鋼管パイル	式	本打設完了 70% 床付完了 20% 埋戻し(上部撤去)完了10%	口径、杭長別に算出	
		土留工残置	式	床付完了 80% 埋戻し(上部撤去)完了20%	(長さ+幅)×2×掘削深さ	
		切 梁 支 保 工	式	設置完了 50% 撤去完了 50%		
	覆 工		式	設置完了 50% 撤去完了 50%		
	構 造 物 こ わ し 工		式	開削工事の各項を準用		
	基 礎 工	割栗石、砕石別	式	均しコンクリート打設完了		
	水 替 工		式	立坑出来高割合		

シールド工事－Ⅱ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認 定 数 量 算 出 方 法	備 考
立 坑 築 造 工	(立坑築造工事)					
	コンクリート工	種別ごと 〇〇 N/mm ²	式	型枠取外し完了部分 (均しコンは打設完了面積)		コンクリートの出来高 認定は打設完了数量
	鉄 筋 工		式	型枠取外し完了部分		
	圧 接 工					
	型 枠 工		式	型枠取外し完了部分		
	据 付 工		式	設置(据付)完了		
	立坑内外設備		式	設置(据付)完了		
	圧入ケーソン工法					
	築造工					
	刃 口 金 物 工		式	床付完了70% 築造完了30%		
	コンクリート工	早強〇〇 N/mm ²				
	コンクリート工	水中コンクリート 〇〇 N/mm ²				
	鉄 筋 工					
	型 枠 工					
	足 場 工					
	仮壁補強工					
	止水版取付工					
	仮設工					
	圧 入 工		式	築造出来高割合		
	グラウンドアンカー工		式	打設完了 50% 沈下完了 50%		

シールド工事－Ⅲ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認 定 数 量 算 出 方 法	備 考
立 坑 築 造 工 事	裏込め注入工		式	築造出来高割合		
	外周矢板工	鋼 矢 板 ○ ○ 型	式	打設完了50% 沈下完了50%		
	置 替 工	埋戻し用砂	式	築造出来高割合		
	ニューマチックケーソン工法					
	築造工					
	刃 口 金 物		式	床付完了70% 築造完了30%		
	コンクリート工	早強○○N/㎠				
	コンクリート工	水中コンクリート○○N/㎠				
	鉄 筋 工					
	型 枠 工					
	仮壁補強工					
	止水版取付工					
	セ ン ト ル 工					
	裏込注入工	埋戻し用砂				
	機械運転費及び労力費					

シールド工事－Ⅳ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認 定 数 量 算 出 方 法	備 考
立 坑 築 造 工 事	仮設工					
	沈 下 促 進 工		式	築造出来高割合		
	足 場 工					
	覆 工					
	到達立坑築造工（オールケーシング工法）					
	築造工					
	発 生 土 処 分 工		式	床付完了70% 築造完了30%		
	処 分 費					
	コンクリート工	普通〇〇N/㎡				
	水 替 工					

シールド工事－Ⅴ

工 種	名 称	形 状	単 位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
トンネル 構築 工事	トンネル築造工事					
	一次覆工					
	セグメント材料費		式	セグメント組立完了延長出来形割合		
	切羽作業工		式	切羽作業完了延長出来高割合	切羽作業完了延長 ÷総切羽作業延長	
	坑内作業工		式	切羽作業延長出来高割合	切羽作業完了延長 ÷総切羽作業延長	
	坑外作業工		式	切羽作業延長出来高割合	切羽作業完了延長 ÷総切羽作業延長	
	圧気工		式	切羽作業延長－無圧気屈進延長の出来高割合	圧気完了延長÷総圧気延長	
	泥水処理作業工		式	切羽作業延長出来高割合	切羽作業完了延長 ÷総切羽作業延長	
	中央制御管理工	泥水シールド				
	機械器具損料及び 電力料		式	シールド初期発進完了 60% 切羽作業の出来形割合 40% (シールド機械が損料扱いの場合は、 切羽作業延長出来形割合)		
	地中接合		式	地中接合完了		
	発生土運搬 処分費		式	発生土運搬数量		

シールド工事－Ⅵ

工種	名 称	形 状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備 考	
トンネル築造工事	坑 内 整 備		式	坑内整備完了出来高割合			
	水 替 工		式	切羽作業延長出来高割合	切羽作業完了延長 ÷ 総切羽作業延長		
	泥 水 処 分 工	泥水式シールド工					
	泥 土 処 分 工	土圧式シールド工					
配管工事	二次覆工（配管工事）						
	ト ン ネ ル 内 配 管		式	配管完了延長出来高割合			
	立 坑 内 配 管						
	坑 内 整 備 工						
	コ ン ク リ ー ト 充 填 工		式	コ ン ク リ ー ト 充 填 完 了 割 合			
	接 合 工	口径別	式	開削工事の各項を準用			
	塗 装 工						
	支 給 材 料 運 搬 工						
	管 防 護 工						
	地盤改良工 開削工事の各項を準用						
	舗 装 工 開 削 工 事 の 各 項 を 準 用						
仮設費	仮 設 費						
	建設機械運搬工		式	開削工事の各項を準用			
	仮 設 材 運 搬 工						
	電 力 設 備 工						
	支障物件処理工						
	既施設設備防護工						
	仮設材質料及び修理費						
	仮 設 道 路 工						
	仮 囲 い						
	路面すりつけ工						
	駐車計撤去復旧						
	広 報 板 設 置 工						

シールド工事－Ⅶ

工種	名 称	形 状	単 位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
交通管理費	交通管理費		式	交通管理費を除いた 直接工事費出来高割合		平成28年6月1 日以降の起工 案件に適用
共通仮設費	(共通仮設)					
	共通仮設費率分		式	開削工事の各項を準用		
	建設機材運搬工					
	仮設材運搬工					
	試験掘工					
	土質調査					
	シールド仮設備		式	切羽作業延長出来高割合	切羽作業完了延長 ÷総切羽作業延長	
	坑内設備					
	立坑設備					
	坑外設備					
	コンクリート充填設備					
	泥水設備		式	直接工事費出来高割合		
	騒音調査費					
	振動調査費					
	地下水変化調査費					
	地盤変形調査費					
	交通管理費		式	直接工事費出来高割合		平成28年5月31 日までの起工 案件に適用
	工事照明費			直接工事費出来高割合		
	有毒ガス対策費					
	電力基本料金					
	用地費					
	地下水調査		式	調査書提出完了		
	検査費					
	騒音振動調査					
	家屋調査					
	営繕費		式	直接工事費出来高割合		
	イ－ジョブ経費率分					

(4) 構造物工事 - I

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
構 造 物 工 事	(土 工 事)					
	掘 削	人 力・機 械 別	式	掘 削 完 了 数 量		
	発 生 土 運 搬	再 利 用 センター	式	発 生 土 処 分 数 量		
		指 定 処 分				
		仮 置 土				
	処 分 費	処 分 地 別	式	発 生 土 処 分 数 量		
	埋 戻 し	再 利 用 センター	式	埋 戻 し 完 了 数 量		
		改 良 土				
		し ゃ 断 層 用 砂 埋 戻 し 用 砂 仮 置 土				
	土 留 工	鋼 矢 板 H形鋼横かけ板	式	打 設 完 了 30%(20%) 床 付 完 了 20%(30%) 引 抜 完 了 50%(50%)		()内はH形横かけ板
		地 中 連 続 壁 原位置攪拌杭工	式	築 造 完 了 70% 床 付 完 了 20% 埋 戻 (上 部 撤 去) 10%	長 さ × 深 さ	
		ク ラ ウ ン ド ア ン カ ー	式	緊 張 完 了 80% 撤 去 完 了 20%	打 設・撤 去 完 了 数 ÷ 総 打 設・撤 去 本 数	
		中 間 杭	式	打 設 完 了 30% 床 付 完 了 20% 撤 去 完 了 50%		
	土 留 支 保 工		式	床 付 完 了 50% 撤 去 完 了 50%	設 置・撤 去 完 了 重 量 ÷ 総 打 設・撤 去 重 量	
	止 水 工	鋼 矢 板	式	仮 設・打 設 完 了 50% 引 抜 完 了 50%		
		鋼 管 矢 板 止 水 壁 等	式	仮 設・打 設 完 了 100% 本 設・打 設 完 了 90% 上 部 撤 去 10%	打 設・引 抜 完 了 数 量 ÷ 総 打 設・引 抜 数	
	法 面 保 護 工	ラス入 り モルタル ビニールシート等	式	法 面 保 護 完 了 90% 法 面 保 護 撤 去 完 了 10%	法 面 保 護 完 了 ÷ 総 保 護 数	
	覆 工		式	設 置 完 了 50% 撤 去 完 了 50%		
	構 造 物 こ わ し 工		式	開 削 工 事 を 準 用		
	水 替 工		式	関 係 工 事 出 来 高 割 合		

構造物工事－Ⅱ

工 種	名 称	形 状	単 位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
構 造 物 工 事	(基 礎 工 事)					
	基 礎 杭	口 径、杭長別	本	打 設 完 了 70% 床 付 完 了 20% 埋 殺 し (上 部 撤 去) 10%		既製杭、場所打杭
	杭 頭 処 理	種 別 毎	箇所	処 理 完 了 数 量		
	砕 石 基 礎	割栗石、碎石等		均しコン打設完了数量		
	(配 水 池 築 造 工 事)					
	コンクリート工	種 別 毎		型枠取外完了数量		
	鉄 筋 工	種 別 毎	t	型枠取外完了数量		
	ガス圧接工	口 径 別	箇所	圧接完了数量		
	ケミカルアンカー	口 径 別	箇所	打設完了		
	型 枠 工	鋼製、木製	m ²	型枠取外完了面積		
	型 枠 支 保 工		式	組立完了数量 50%		大規模の場合はブロック別に考慮する 空 掛 m ²
	足 場 工		式	撤去完了数量 50%		
	打継止水工		式	打継完了出来高割合		
	伸縮継手工		m ²	設置完了出来高割合		
	止水板取付工		m	取付出来高割合		
	目地板取付工		m ²			
	目地てん充		m			
	水膨張ゴム					
	金ゴテ仕上げ		m ²	仕上出来高割合		
	防 水 工	シート防水、ゴムアスファルト吹き付け防水	m ²	施工完了面積		
	鋼 製 扉		箇所	設置完了数量		
	手 摺		m			
	梯 子					
	足 掛 金 物		式			
	マンホール					
	防 潮 扉		箇所			
	吊りフック					
	換気用ガラリ					
	整 流 孔					

構造物工事－Ⅲ

工種	名 称	形 状	単 位	認定基準	認定数量算出方法	備 考
構 造	(配 管 工 事)					
	配 管 工	管種、口径	式	開削工事の各項を準用		
	架 台 設 置 工					
	管 防 護					
	支 承 工					
	防 食 被 覆					
	歩廊、管操作台					
	仕 切 弁 据 付 工					
	流 量 計 据 付 工					
	空 気 弁 室 築 造 工					
	排 水 室 築 造 工					
	排 水 管 布 設 工	口 径 別				
	吐 出 管 布 設 工	管種、口径別				
	電 食 防 止 工					
	支 給 材 運 搬 工					
工 事	(地 盤 改 良 工)					
	深層混合処理工		式	開削工事の各項を準用		
	現場打生石灰杭処理工					
	噴射攪拌杭築造工					
	薬液注入工					
	注 入 設 備					
	(整 備 工)					
	1 舗 装 工					
	舗 装 工		m ²	開削工事の各項を準用		
	街 き よ		m	開削工事の各項を準用		
L 型 溝						
排 水 溝		式	開削工事の各項を準用			
区 画 線						
2 外 構 工						
門 扉		箇所	開削工事の各項を準用			
フェンス設置工		m	設置完了			
格子柵設置工						
ブロック塀設置工						

構造物工事－Ⅳ

工 種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認 定 数 量 算 出 方 法	備 考	
構 造 物 工 事	3 植栽工						
	植 樹 工		式	工事完了			
	芝 張 工						
	(仮 設 工)						
	電 力 設 備 工		式	直接工事費出来高割合			
	仮 設 道 路 設 置 工		式	設置完了50%、撤去完了50%			
	工事用給排水設備工		式	工事完了			
	仮設材質料及び修理費		式	直接工事費出来高割合			
	洗 車 設 備 工		式	設置完了50%、撤去完了50%			
	仮 設 棧 橋 工		式	設置完了30%、残70%は関係工事 出来高割合			
	支障物件処理工		式	撤去・仮移設完了50%、復旧完了50%			
	排 水 設 備 工		式	開削工事の各項を準用			
	仮 囲 い						
	(共 通 仮 設 費)						
	工 事	共通仮設費率分		式	直接工事費出来高割合		
		建設機械運搬工					
		仮 設 材 運 搬 工					
		土 質 調 査 工		式	開削工事の各項を準用		
		試 験 掘 工					
		騒 音 調 査 費					
		地下水変化調査費					
		騒音・振動調査					
		地 下 水 調 査					
		地盤変状対策工					
		監 督 員 立 寄 所		式	直接工事費の出来高割合		
		イメージアップ経費率分					
		イメージアップ経費積上げ分					
		(ポ ン プ 所 建 築 工 事)					
		建 築 工 事		式	建築工事・建築設備工事及び水道用 機械・電気設備工事の基準を準用		
	電 気 設 備 工 事						
	機 械 設 備 工 事						

(5) 建築工事

工 種 別	認 定 基 準	認定率(%)	備 考
仮設工事及び諸経費	全直接工事費の出来高に相当する率とする。 但し特殊仮設等については、着手時より仮設期間中の日割計算とする。	—	
土 工 事	根切り及び地業完了時	8 0	
地業工事	(1)一般的に杭頭処理完了報告書確認時 (2)打込完了、杭頭処理未完、報告書確認時	1 0 0 9 5	
鉄筋コンクリート工事	〇〇階コンクリート打完了時 (注)階数で区分して出来形を定め、打設後1週強度が確認できる時	9 5	
鉄骨工事	組立て、本締め完了時	9 5	
組積工事	完了時	9 5	
防水工事	屋外等外部防水完了時	9 5	
金属建具工事	外部建具取付完了時	8 5	付属金物取付け及び調整は未完でも可とする
ガラス工事	外部ガラス取付完了時	9 0	
その他の工事	各工種別工事完了時	9 5	
建物ほぼ完了時	内外清掃、手直し残し程度	9 5	建物の構成率の9 5 %

(注) 完了時とは概成の時期（ほぼ完了時）とする。

3 工事請負契約の解除に伴う 打切検査の標準的な確認方法

工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法

第1 目的

この確認方法は、請負契約解除に伴う打切工事の事務処理の円滑化、効率化に資することを目的とする。

第2 適用の範囲

この確認方法は、工事請負契約約款第43条第1項各号のうち、第1号、第4号、第6号、第7号及び第8号のいずれかに該当するものに適用する。

第3 出来高認定の考え方

- 1 出来高は、工事の出来形状況を十分把握した上で認定するものとする。
- 2 出来高の認定は、水道局の各種積算基準に基づき行う。

第4 出来形の確認方法

出来形の確認は次による。

- (1) 出来形として採用する既済部分と不採用とする未済部分とを明確に区分する。
- (2) 目的物の引渡しを受けた場合においては、維持管理上支障がなく、かつ、工事等の再開に支障がない範囲内で出来形を確認する。

第5 出来高の認定方法

1 配水管工事、推進工事、シールド工事、構造物工事及び整備工事等

- (1) 工事打切り後、当該工事を引き継いで再開する場合において、原則として、その施工に支障を及ぼさない範囲内で出来高として認定する。
- (2) 配水小管の布設完了部分で、仮舗装を完了している場合は、出来高として認定する。
- (3) 配水本管の布設または接合完了部分がある場合は、出来高として認定する。

2 建築工事

- (1) 工事打切り後、当該工事を引き継いで再開する場合において、原則として、その施工に支障を及ぼさない範囲内で出来高として認定する。
- (2) 設備工事等の材料及び機器類において、搬入、据付または取り付けられたものについては、出来高として認定する。

3 治山及び林道工事

前項(1)から(2)を準用し、出来高を認定する。

4 設計委託、調査委託等

設計委託等の業務の再開に支障がない範囲内で、かつ、その業務の継続が可能なものについては、出来高として認定する。

第6 その他

この確認方法にあたらぬ場合は、検査担当課長及び工事担当課長が出納課長と協議する。

(1) 開削工事—I

工種	名 称	形 状	単位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考		
管 布 設 工 事	(土工事)							
	掘 削		式	配管布設完了部分で仮 舗装完了部分		配管完了で認定する 場合 床付完了 50% 引抜完了 50%		
	発 生 土 運 搬							
	処 分 費							
	埋 戻 し	しや断層用砂						
		埋 戻 し 用 砂						
		改良土・良質土						
	土 留 工	鋼 矢 板						
		H形鋼横かけ板						
		土 留 残 置						
	再 掘 削 工							
	覆 工							配管完了で認定する 場合 設置完了 30% 取除完了 70%
	構 造 物 こ わ し 工							こわし・処分実数量
	水 替 工							埋戻し完了100%
	(配管工事)							
	配 管 工	口径FCD.S、KF	式	配管完了延長				
接 合 工	FCD ○○mm	配管完了箇所						
切管工・挿口形成								
管 接 合 鋼 管 溶 接	口 径 別	溶接完了箇所						
鋼 管 切 管		完了口数						
溶 接 箇 所 塗 覆 装		塗覆装完了箇所						
内 面 継 手 接 合 工		完了箇所						
内 面 継 手 モ ル タ ル		完了箇所						
水 圧 試 験		完了箇所						
管 撤 去 工		仮舗装完了延長						
管 防 護 工		打設完了						
防 食 用 被 覆 工	口 径 別	被覆完了						
断 水 連 絡 工		連絡完了箇所						
栓 防 護 工		栓防護設置完了 100% 仮栓防護設置完了 50% 仮栓防護撤去完了 50%						

(1) 開削工事Ⅱ

工種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
	(伏越部)					
	土 工 事	口径・管種別	式	配管完了部分で 仮舗装完了部分		
	配 管 工 事					
	(連絡工)					
	土 工 事	口径・管種別	式	配管完了部分で 仮舗装完了部分		
	配 管 工 事					
	(分岐工)					
	土 工 事	口径・管種別	式	配管完了部分で 仮舗装完了部分		
	配 管 工 事					
	(運般工)					
	支 給 材 料 運 搬 工		式	仮舗装完了部分で 配管完了延長		
	発 生 品 運 搬 工			運搬完了重量		
	配水小管布設替工事					
	(管布設替工)					
	土 工 事	口径・管種別	式	配管完了部分で 仮舗装完了部分		
	配 管 工 事					
	(新設工)					
	土 工 事	口径・管種別	式	配管完了部分で 仮舗装完了部分		
	配 管 工 事					
	(管撤去工)					
	土 工 事	口径・管種別	式	管撤去完了部分で 仮舗装完了部分		
	管 撤 去 工 事					
	(給水栓取付替工)					
	給 水 栓 取 付 替 工			式	取付替完了箇所 で 仮舗装完了部分	

(1) 開削工事―Ⅲ

工種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
布 設 工	その他工事					
	(水管橋上部構造製作及び架設工事)					
	橋体製作及び架設工					
	製 作 工		式	現場搬入90%仮設完了10%		
	仮 設 工			仮設完了90%撤去完了10%		
	塗 装 工			各工種完了 100%		
	基 礎 工					
	付 帯 工					
	共 通 仮 設 費			開削工事の各項を準用		
	(配水本管添架工)					
	製 作 工	口径・管種別	式	現場搬入90%仮設完了10%		
	添 架 工			配管完了 100%		
	配 管 工					
	共 通 仮 設 費			開削工事の各項を準用		
	(配水小管添架工)					
	製 作 工	口径・管種別	式	現場搬入90%仮設完了10%		
	添 架 工			配管完了 100%		
	配 管 工					
	共 通 仮 設 費			開削工事の各項を準用		
附 属 施 設 築 造 工	附属施設築造工					
	(制水弁室築造工)					
	土 工 事	立形・横形○ ○mm	式	仮舗装完了部分で 築造完了箇所数		
	築 造 工					
	(空気弁室築造工)					
	土 工 事	単口・双口○ ○mm	式	仮舗装完了部分で 築造完了箇所数		
	築 造 工					
	(伸縮管室築造工)					
	土 工 事	口 径 別	式	仮舗装完了部分で 築造完了箇所数		
	築 造 工					
	(流量計室築造工)					
	土 工 事		式			
	築 造 工					

(1) 開削工事－Ⅳ

工種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
附属施設築造工	(通信ケーブル用マンホール)					
	土 工 事		式	仮舗装完了部分で 築造完了箇所数		
	築 造 工	口 径 別				
	(排水設備工)					
	排 水 室 築 造 工	口 径 別	式	仮舗装完了部分で築造 完了箇所数		
	排 水 管 布 設 工					
	吐 出 管 布 設 工					
地盤改良工	地盤改良工					
	(薬液注入工)					
	薬 液 注 入 工		式	注入完了30% 床付完了50% 配管完了20%		
	注 入 設 備 工					
	(噴射攪拌工)					
	噴 射 攪 拌 工		式	打設完了30% 床付完了50% 配管完了20%		
	注 入 設 備 工					
舗装工	舗装工					
	(舗装こわし工)					
	舗 装 こ わ し 工	アスコン〇〇 型	式	配管完了部分の 仮舗装完了面積		
	(復旧工)					
	本復旧					
	ア ス コ ン 舗 装	〇〇型	式	復旧完了面積		
	ア ス コ ン 舗 装	〇〇型表基層	式			
	ア ス コ ン 舗 装	〇〇型表層	式			
	仮舗装					
	ア ス コ ン 舗 装	〇〇型	式	配管完了部分の 仮舗装完了部分		
附帯設備工						
附 帯 設 備 工		式	復旧完了 100%			

(1) 開削工事-V

工種	名 称	形 状	単位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
仮設費	(仮設費)					
	電 力 設 備 工		式	仮設費の前までの直接 工事費出来高割合		
	既 設 施 設 物 防 護 工		式	防護完了 100%		
	路 面 す り つ け 工		式	本復旧完了 100%		
	駐 車 計 撤 去 復 旧		式	復旧完了 100%		
	広 報 板 設 置 工		式	撤去完了 100%		
	仮 囲 い		式	撤去完了 100%		
	支 障 物 件 処 理 工		式	復旧完了 100%		
	仮 設 道 路 工		式	撤去完了 100%		
	仮設材賃料及び修理 費		式	仮設費の前までの直接 工事費出来高割合		
交通管理費	交通管理費					
	交 通 管 理 費		式	出来高数量		平成28年6月1日以降 の起工案件に適用
共通仮設費	共通仮設費					
	(共通仮設費率分)					
	共 通 仮 設 費 率 分		式	直接工事費出来高割合		
	(運搬費)					
	仮 設 材 運 搬 工		式	直接工事費出来高割合		
	建 設 機 械 運 搬 工					
	(準備費)					
	試 験 掘 工		式	完了分		
	通 水 準 備 工			通水完了 100%		
	土 質 調 査 工			報告書提出完了 100%		

(1) 開削工事-V

工種	名 称	形 状	単 位	認 定 基 準	認定数量算出方法	備 考
共通仮設費	(事業損失防止施設費)					
	地 下 水 調 査 費		式	観測井設置50%撤去50%		
	騒 音 調 査 費		式	調査完了で 直接工事費出来高割合		
	振 動 調 査 費		式			
	地 盤 変 形 調 査 費		式			
	(安全費)					
	交 通 管 理 費		式	出来高数量		平成28年5月31日までの起工案件に適用
	工 事 照 明 費					
	(役務費)					
	電 力 基 本 料 金		式	直接工事費出来高割合		
	用 地 費					
	(技術管理費)					
	地 下 水 調 査		式	報告書提出完了100%		
	下 水 道 管 路 内 調 査					
	騒 音 振 動 調 査					
	検 査 費					
	家 屋 調 査					
	建 設 副 産 物 登 録 費			登録報告書提出完了 100%		
	(営繕費)					
	監 督 員 立 寄 所		式	直接工事費出来高割合		
	(イメージアップ経費率分)					
	イメージアップ経費率分		式	直接工事費出来高割合		

(2) 配水小管工事—I

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考					
布設工	配水小管新設工	口径別	m	配管完了部分で仮舗装完了部分 異形管防護、鋼管溶接・塗装、コンクリート及び構造物こわし等の各工種は、仮舗装完了部の工種とする。							
	給水管新設工										
	吐出管新設工										
	配水小管添架工										
	配水小管伏越工										
	配水小管撤去工										
	給水管撤去工										
	排水管撤去工										
	吐出管撤去工										
	補助管撤去工										
	給水管連絡工		箇所								
	給水栓掘削工		m								
	仮配管工										
	制水弁設置工		箇所				仮舗装完了部分で、設置・撤去完了箇所	配管・撤去完了分で、制水弁キョウ、消火栓、区画器室等が仮設置の場合、設置工の出来形は認定しない。			
	給水弁設置工										
	排水弁設置工										
	制水弁撤去工										
	給水弁撤去工										
	排水弁撤去工										
	消火栓設置工										
	消火栓撤去工										
	区画量水器設置工										
	空気弁設置工										
	空気弁撤去工										
	排水室設置工										
	排水室撤去工										
	仮制水弁設置工								式	配管、仮舗装完了 100%	
	簡易排水栓設置工										
	管閉塞工										
	水替工		式				配管、仮舗装完了 100%				
	覆工	m ²	配管、仮舗装完了 100%								
	鋼材防護工	kg	仮舗装完了 100%								
	配水本管連絡工	式	仮舗装完了部分で、断水連絡完了箇所数								
	材料運搬工		仮舗装完了部分で、配管完了延長								
	発生品運搬工		運搬完了重量								
	受注者持材料費		配管完了部分で、仮舗装完了部分								

(2) 配水小管工事Ⅱ

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考
舗装工	舗 装 切 断 工		m	仮舗装工切断延長は、配管・撤去完了部分		切断のみで、本復旧していない場合は、認定しない。
				本復旧工切断延長は、配管・撤去完了部分		
	舗 装 こ わ し 工		m ²	配管・撤去・仮舗装完了部分の数量		
	舗 装 掘 削 工		m ³			
	路 面 切 削 工		m ²			
	舗 装 材 処 理 工		m ³	仮舗装は、配管・撤去完了部分		
		本復旧は、本復旧完了面積				
	車 道 仮 復 旧 工		m ²	配管・撤去完了面積		
	歩 道 仮 復 旧 工					
	車 道 仮 舗 装 工					
	歩 道 仮 舗 装 工					
	車道セメントコンリート舗装工		m ²	配管・撤去完了部分で本復旧完了面積		
	歩道セメントコンクリート舗装工					
	車道アスファルトコンクリート舗装工					
	歩道アスファルトコンクリート舗装工					
	歩道コンクリート平板舗装工					
	歩 道 特 殊 舗 装					
	車 道 特 殊 舗 装 工					
	歩 道 砂 利 舗 装 工					
	路面ペイント舗装工					
	す べ り 止 舗 装 工					
	境 界 ブ ロ ッ ク 工		式	復旧完了数量		
	植 栽 ブ ロ ッ ク 工					
	誘 導 用 ブ ロ ッ ク 工					
	路 面 排 水 工					
	路 面 集 水 枡 工					
	区 画 線 等 設 置 工					
	道路鋲・分離帯鋲設置工					
	防 護 柵 工					

(2) 配水小管工事一Ⅲ

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考
交通管理	交通管理費					
	交通管理費		式	出来高数量		平成28年6月1日以降の起工案件に適用
共通仮設費	共通仮設費率分		式	直接工事費出来高割合		
	建設機械運搬工			使用工区の出来高割合		
	仮設材料運搬工			使用工区の出来高割合		
	試験掘工		箇所	配管完了部分の箇所数		仮設置は、認定しない。
	駐車計設置工		箇所	復旧完了 100%		
	路面すりつけ工		式	本復旧完了 100%		
	広報板設置工			撤去完了 100%		
	事業損失防止施設費			対策完了で、直接工事費出来高割合		
	保安設備工					
	仮置場管理工			直接工事費出来高割合		
	用地費					
	建設副産物登録費			登録報告書提出完了 100%		
	X線検査費			検査合格箇所数		
	技術管理費			報告書提出完了 100%		
	営繕費			直接工事費出来高割合		

(2) 推進工事－I

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考
推進工事	推進口築造工(押込口、到達口)					
	(土工事)					
	掘削	人力・機械別 (ライナープレート)	式	床付完了 70% 配管完了 30%		
	発生土処分		式			
	処分費		式			
	埋戻し	しゃ断層用砂	式	配管完了部分で仮舗装完了部分		
		埋戻し用砂				
		改良土・良質土				
	土留工	鋼矢板	式	打設完了 30% 推進・配管完了 50% 引抜完了 20%		
		H形鋼横かけ板				
		場所打ち杭				
		地中連続壁杭				
		土留残置				
	覆工		式	設置完了 30% 撤去完了 70%		
	基礎コンクリート	打設完了 100%				
	水替工	埋戻完了 100%				
	(配管工事) 開削工事の各項を準用					
	推進工事(さや管、鉄管)					
	(1) 刃口推進工法					
	材料費	口径、管種別	式	推進完了70% 配管完了30%		立坑間の推進が完了している部分。
	管内推進					
	坑内作業					
	坑外作業					
	管緊結					
	滑材注入					
	裏込め注入					
	目地モルタル					
発生土運搬						
処分費						
仮設備工						
さや管内配管工						
砂充てん						
モルタルてん充						
さや管閉塞工						
推進用水替工						
請負者持配管材料費						

(3) 推進工事－Ⅱ

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考
推進工事	(2) 泥水推進工法					
	材料費	口径、管種別	式	推進完了 70% 配管延長完了 30%		(1)に同じ
	管推進工					
	送排泥設備工					
	泥水処理設備工					
	推進機械機具損料					
	仮設備工					
	(3) 小口径管推進工（泥水式・仮管併用推進方式）					
	仮管推進工	口径、管種別	式	推進完了 70% 配管延長完了 30%		(1)に同じ
	管推進工					
	発生土・泥水処分工					
	管材料費					
	管接合工					
	推進機械機具損料					
	仮設備工					
	(4) 小口径管推進工（オーガー掘削推進方式）					
	管推進工	口径、管種別	式	推進完了70% 配管完了30%		(1)に同じ
	滑材注入工					
	発生土処分工					
	坑口工					
	立坑基礎工					
	推進設備工					
	先導管据付・撤去工					
	スクリーコンベアー類撤去工					
	鏡切り工					
	推進水替工					
	附属施設築造工		式	開削工事の各項を準用		
地盤改良工						
舗装工						
交通管理費		式	出来高数量		平成28年6月1日以降の起工案件に適用	
共通仮設費						

(4) 既設さや管内配管工事

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考
既設さや管内配管工事	(土工事)	口径・管種別	式	開削工事の各種を準用		
	(配管工事)					
	さや管内配管工	口径、管種別	式	さや管内管撤去 30% さや管内配管完了 70%		
	さや管内充填工					
	接合工					
	切管・挿口形成					
	管防護工					
	防食被覆工					
	管撤去工					
	填充材排出工					
	さや管内閉塞工					
	受注者持配管材料費					
	交通管理費		式	出来高数量		平成28年6月1日以降 の起工案件適用
	共通架設費		式	開削工事の各種を準用		

(5) 既設管内配管工事

工種	名称	形状	単位	認定基準	認定数量算出方法	備考				
既設管内配管工事	(土工事)									
	掘削		式	推進工の各項を準用						
	発生土運搬									
	処分費									
	埋戻し	しや断層用砂								
		埋戻し用砂								
		改良土・良質土								
	土留工	鋼矢板								
		H形鋼横かけ板								
		土留残置								
	覆工									
	構造物こわし工									
	水替工									
	(配管工事)									
	既設管内清掃工	口径・管種別	式	配管完了延長		立坑間の配管が完了している部分。				
	既設管内調査工									
	管据付工									
	挿入工			さや管閉塞完了箇所						
	杭受設備工									
	挿入設備工			開削工事の各項を準用						
	モルタル充填									
	さや管閉塞工									
	立坑内配管工									
	接合工			撤去完了 100%						
	切管・挿口形成									
	管防護工			開削工事の各項を準用						
	防食被覆工									
	管撤去工									
	支給材料運搬工									
	発生品運搬工									
	交通管理費		式	出来高数量		平成28年6月1日以降の起工案件に適用				
	共通仮設費		式	開削工事の各項を準用						

(6) 建築工事

工 種 別	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
土 工 事	細目別、区画別、施工済	100	発生材は適正処理確認
杭 工 事	箇所別、打ち込み完了 杭頭処理完了	100 100	報告書・試験 データ確認
鉄筋コンクリート工事	鉄筋…区画別、組立完了	100	ミルシート確認
	型枠…区画別、組立完了(型枠解体費を差し引く) コンクリート打設後、型枠解体完了	100	
	コンクリート…区画別、打設完了	100	強度確認
鉄 骨 工 事	細目別、区画別、施工済	100	ミルシート・検査 データ確認
組 積 工 事	〃	100	
防 水 工 事	〃	100	保証書確認
金 属 建 具 工 事	〃	100	
ガ ラ ス 工 事	〃	100	
金 属 工 事	〃	100	
内 装 工 事	〃	100	
塗 装 工 事	〃	100	
そ の 他 の 工 事	〃	100	
積み上げによる 仮 設 工 事	それぞれの細目ごとに出来高を算出		
率 共 通 仮 設 費 及 び 諸 経 費	全直接工事費の出来高率に相当する率		

4 工事検査実施基準表

(1) 水道工事

(2) 治山林道工事

(3) 単価契約工事

工 事 検 査 実 施 基 準 表

第 1 目 的

この基準表は、東京都水道局工事検査実施基準第 3 に基づき、検査員が行う検査の公正かつ能率的な執行を図るため、水道工事、治山・林道工事及び単価契約工事についての標準的な検査項目及び検査方法を例示し、検査実施上の基準とすることを目的とする。

第 2 検査対象

この基準表は、東京都水道局が締結した土木工事に適用する。

- 1 「（１）水道工事」は、土木工事全般に適用する。
- 2 「（２）治山・林道工事」は、治山・林道工事に適用する。
- 3 「（３）水道工事（単価契約工事）」は、請負予定金額が 5 0 0 万円以下の単価契約工事に適用する。

なお、この基準表によりがたい場合は「（１）水道工事」を適用する。

第 3 用語の定義

この基準表に定める用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 資料 工事物（工事物目的物及び仮設物をいう。以下同じ。）を契約図書及び工事関係書類により検査することをいう。
- 2 観察 工事物を実地に肉眼で観察して検査することをいう。
- 3 計測 工事物を計測用器具を用いて、実地に計測して検査することをいう。
- 4 写真 工事物及び工事過程を記録写真に基づいて検査することをいう。

第 4 略 記

この基準表の「着眼点」に記載する「水工」の略記は、「水道工事の頁を参照」の意味である。

(3) 水道工事（単価契約工事）

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
1	仮設工事	共通事項	形状、寸法	○			○	計画高、延長、幅、厚さ、高さ、面積	
			工法、構造	○			○	木矢板、軽量鋼矢板、鋼矢板等	
			材質	○				必要に応じて規格、強度（成績表）より材質を確認する。	
			残置	○			○	形状、寸法、切断の位置	
		覆工	施工状態	○			○	段差、すき間、在来路面とのすり付き、バタつき等必要に応じて規格、強度（成績表）より材質を確認する。	
			材質	○				形状、寸法、面積	
			残置	○			○	水替設備、放流施設	
			施工状態	○					
		水替	施工状態	○					
2	土工事	共通事項	形状、寸法	○			○	延長、幅、高さ、勾配、面積	
		試験掘	施工状態	○			○	試験掘調査報告書	
		掘削	工法	○			○	作業内容、低公害型重機、人力・機械掘削	
			施工状態	○			○	切取り、床掘り、床掘面の不陸状態	
		発生土・廃材処分	施工状態	○			○	リサイクル計画書、環境物品等使用状況報告書（実績 チェックリスト）、再生資源利用（計画・実施）書、再生資源利用促進（計画・実施）書、建設副産物情報交換システム、マニフェスト及び発生土管理	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
3	舗装工事	埋戻し	品質	○			○	埋戻し用砂、しゃ断層用砂、改良土及び良質土等の別	
			施工状態	○			○	締固め状態（標準貫入試験等）	
		共通事項	出来形、寸法	○			○	計画高、延長、厚さ、勾配、面積、種別	
			品質	○				規格、強度、密度（締固め度）	
	路盤	クラッシュラン層及びクラッシュランスラグ層	施工状態	○			○	転圧厚さ、仕上り状態	
		粒度調整碎石及び粒度調整スラグ層	施工状態	○			○	転圧厚さ、仕上り状態	
		セメント処理混合物層	施工状態	○			○	転圧厚さ、仕上り状態	
		アスファルト処理混合物層	施工状態	○			○	転圧厚さ、仕上り状態 合材の所定温度管理	
	基層	真空処理セメントコンクリート層	施工状態	○			○	報告書（吸引水量）、表面の荒仕上げ状態、目地の仕上り状態、養生の状態	
		セメントコンクリート層	施工状態	○			○	仕上り面の平坦性、配筋	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
	表層	アスファルトコンクリート層	施工状態	○			○	仕上り面の平坦性、転圧の状態、継目の状態、瀝青材の散布状態、合材の所定温度管理	
		セメントコンクリート層	施工状態	○			○	表面仕上りの平坦性、表面荒仕上げ状態、目地仕上げ状態、養生の状態	
		アスファルトコンクリート層	施工状態	○			○	表面仕上りの平坦性、転圧の状態、施工継目の状態、舗装面と路面構造物との接触部、瀝青材の散布状態、合材の所定温度管理	
		シーラコート工	施工状態	○			○	瀝青材の散布状態	
	歩道舗装	樹脂系すべり止め舗装	施工状態	○			○	摩擦係数測定成果、表面仕上りの状態	
		低騒音（排水性）舗装	施工状態	○			○	瀝青材の散布状況（ゴム入りアスファルト乳剤）、温度管理、施工継目の状態	
		透水性アスファルトコンクリート舗装	施工状態	○			○	透水性試験結果、仕上り状態	
		アスファルトコンクリート舗装	施工状態	○			○	仕上り状態	
		歩道用コンクリート舗装	施工状態	○			○	仕上り状態	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
4	街築工事	歩道用コンクリート平板舗装	施工状態	○			○	仕上り状態 材料種別、目地の状態	
		インターロッキングブロック 舗装	施工状態	○			○	仕上り状態 材料種別、目地の状態	
		車乗入れ用歩道切下げ部舗装	施工状態	○			○	仕上り状態	
		視覚障害者誘導用ブロック	施工状態	○			○	仕上り状態 誘導ブロック種別、位置	
	排水	共通事項	出来形、寸法	○			○	計画高、延長、厚さ、勾 配、種別	
			品質	○			○	規格、製品証明書	
		管きよ	施工状態	○			○	据付及び仕上り状態、管接 合（モルタル、ゴムリン グ）	
		人孔及びます	施工状態	○			○	据付及び仕上り状態、足 掛金物、ちり除け金物	
	緑石	街きよ、側溝等	施工状態	○			○	据付及び仕上り状態、滞 水の有無、施工目地、ふ た掛けの据付け状態	
			施工状態	○			○	曲線部の緑石と基礎との 施工状態、仕上り状態、 官民境界	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
5	防護柵	ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル、金網	施工状態	○			○	基礎砕石、コンクリート、仕上り状態	
	区画線及び道路標識		施工状態	○			○	仕上り状態	
	植栽	一般事項	形状、寸法 位置	○			○	高さ、幹回り、数量 設計図書	
			品質	○				種類	
		保護及び養生	施工状態	○			○	控木・添木等の取付状態、幹巻の保護状態、控木・添木の防食状態	
		樹木、株物の植栽及び移植	施工状態	○			○	枝葉の整姿状態、枯木の有無、施肥の有無と状態、灌水の有無、鉢巻の状態	
	配管工事	共通事項	出来形、寸法	○			○	管径、延長、口数、占用位置	
			品質	○			○	規格、製品証明、承認図	
		布設	施工状態	○			○	掘削幅、深さ	
		切管	施工状態	○			○	挿しロリング、管切断面補修	
		既設管との連絡	施工状態	○			○	管径、数量、管切断面補修	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
6	附属設備と 構造物	既設管の撤去	施工状態	○			○	掘削幅、深さ（異路線） 再生資源利用促進（計画・ 実施）書及び発生品重量 の計量証明書 金属くず等の搬出実施書	
		異形管防護	施工状態	○			○	コンクリート、ライ ナ、鋼材	
		伏越	施工状態	○			○	工法の確認、防護、標示 板	
		軌道下横断	施工状態	○			○	工法の確認、防護、埋設 標杭、保安設備	
		鉄管防食用ポリエチレンス リーブ被覆	施工状態	○			○	スリーブ、ゴムバンド、 被覆状態	
		管明示	施工状態	○			○	テープ及びシートの色 彩、種類、明示方法	
		鋳鉄管の接合	施工状態	○			○	仕上り状態、チェック シート（継手、継手溝 切）、水圧試験、モルタ ルてん充	
		共通事項	出来形、寸法	○			○	設置位置及び数量、基礎 部 分の構造	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
		制水弁（室・キョウ）	施工状態	○			○	据付、築造 スピンドルの偏心、鉄蓋のヒンジ、鉄蓋の開閉方向（道路勾配）、路面との段差、すり付、仕上り状態、足掛金物及び梯子、継足金物、振止金物、テーパーパービン、配筋、仕切弁明示板、酸欠注意板、水抜き	
		消火栓、区画量水器（室）	施工状態	○			○	据付、築造 鉄蓋ピン、開閉レバー、ブロック積みの目違い及び目地、鉄蓋の開閉方向（道路勾配）、路面との段差及びすり付、仕上り状態、清掃、消火栓据付状態、塗装及びアスファルトピッチてん充調整モルタル、水抜き	
		空気弁（室）	施工状態	○			○	据付、築造 人孔蓋及び弁据付状態、鉄蓋の開閉方向（道路勾配）、路面との段差及びすり付、仕上り状態、足掛金物、清掃、フロート弁、漏水の有無、水抜き	

番号	工 種	区 分	項 目	方 法				着 眼 点	備 考
				資 料	観 察	計 測	写 真		
7	給水管工事	排水弁（室）	施工状態	○			○	据付、築造 人孔蓋及び弁据付状態、 鉄蓋の開閉方向（道路勾 配）、路面との段差及び すり付、足掛金物及び梯 子、継足金物及び振止金 物、テーパーパーピン、配 筋、酸欠注意板、弁据付 状態、防護コンクリー ト、アンカーボルト、洗 掘防止ステンレス鋼板の 設置及び材質、仕上り状 態	
		共通事項	出来形、寸法	○			○	管径、取出し配管状況	
			品質	○			○	製品証明、数量	
8	メータ引換 及びメータ 位置変更・ 止水栓設置	布設	施工状態	○			○	掘削幅、深さ、明示杭又 は明示紙、水質試験、耐 圧試験	
		メータ取付け・取外し	施工状態	○			○	取出しメータ番号・水道 番号・お客様識別表等の 確認、メータクロス	

5 配水管布設工事検査補修取替基準

配水管布設工事検査補修取替基準

第1 目 的

この基準は、配水管工事検査において、検査員が契約の目的物の補修、取替え等（以下「手直し」という。）を指示するに当たっての着眼点、その他必要事項を定め、検査の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2 基準の適用範囲

この基準は、次に掲げる工事の完成検査において、検査員が手直しを指示する場合に適用する。

- （1）配水管（導水管、送水管等を含む。）の新設、移設及び撤去等の工事
- （2）前項に掲げる工事のほか、この基準に定める工種が計上されている各種工事

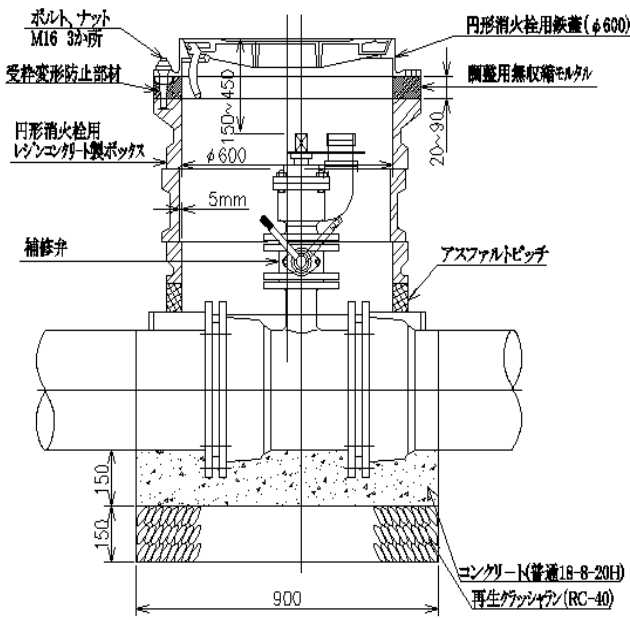
第3 基準の取扱い

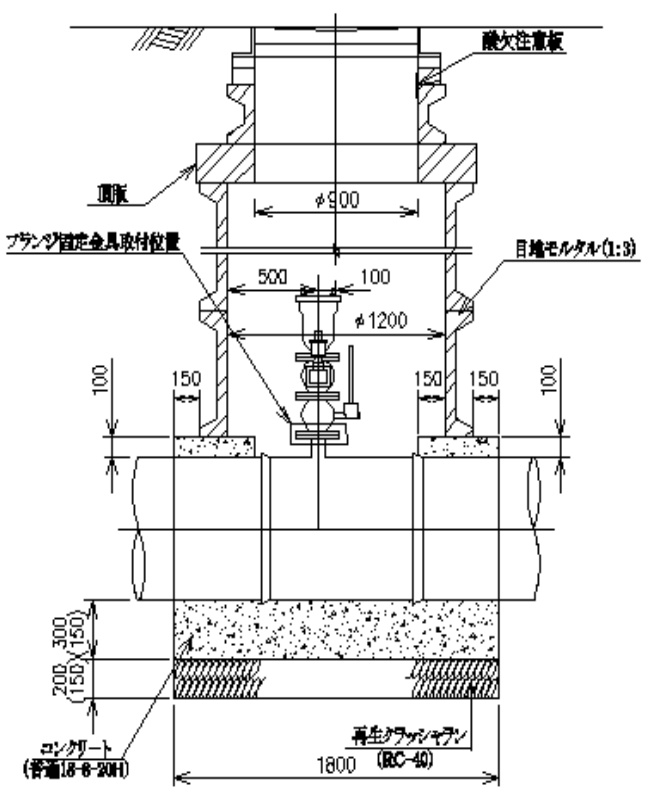
この基準は、検査員が使用するものであって、受注者に対する監督員の指示基準ではない。監督員が受注者に指示する場合は、工事監督指針、契約書、仕様書等の設計図書に基づいて指示するものである。

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
1 制水弁設置工	(1) 制水弁キョウの据付け工 ア 制水弁キョウの高低調整等 ① 弁キョウが、路面下に埋没しているもの ② 弁キョウが、路面下に沈下しているもの ③ 弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの イ 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等 ① 中蓋が、開閉困難なもの ② 中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの ③ 中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの ④ 中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの ウ 弁キョウの据付け不備等 ① 弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図－1 ② 弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図－1 ③ ポリエチレン被覆と弁キョウ内碎石高さ ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、碎石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図－1 ④ 弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図－1	図－1

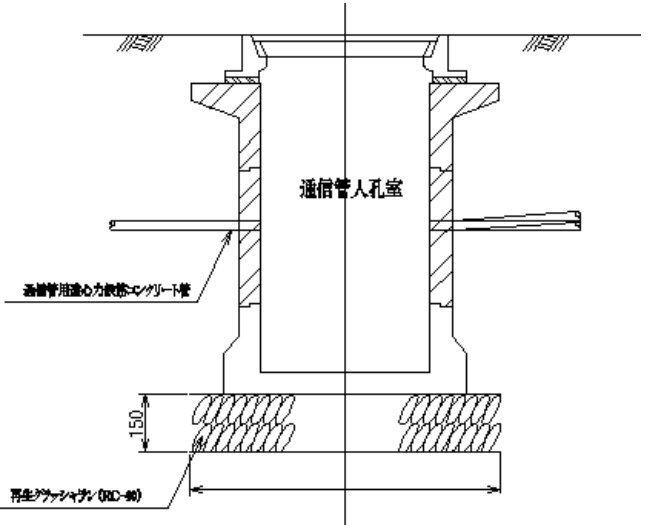
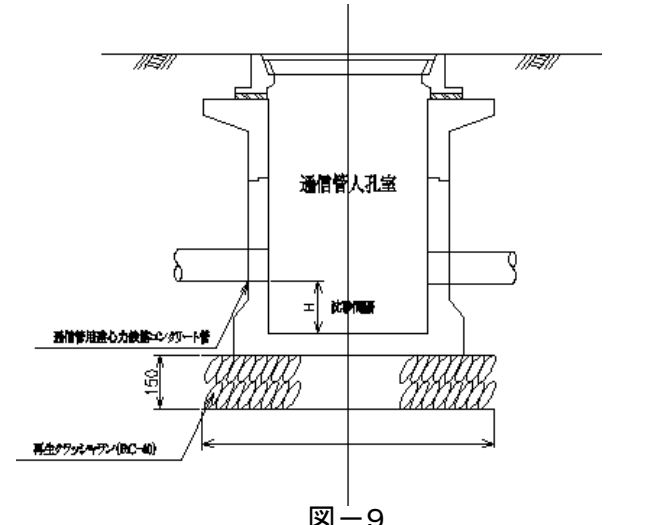
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
	(2) 制水弁室築造工 ア コンクリートの仕上げ ①材料の分離が見られるもの ②壁面に段差、汚染があるもの ③木コン(Pコン)の孔埋めが十分でないもの ④不用な鉄線、鉄筋が取り除いてないもの又はその取除き跡の見栄えがよくないもの ⑤コンクリートの打継が粗雑なもの ⑥受台と管面の密着がよくないもの イ 金物類の取付 ①継足金物及び振止金物 図-2、3 - a 振止金物が開閉操作に支障となるもの - b グラツキのあるもの - c 振止金物が弁キョウの袴の中に取り付けられているもの - d 拔出し防止(テーパーピン)を取り付けていないもの - e 鉄製品(継足金物等)の塗りむら、塗に残しがあるもの - f 長短、片寄り等の調整不十分から軸が偏心しているもの ②ステンレス梯子 図-3 - a 梯子が昇降時にガタツキ、ぐらつくもの(ボルト、ナットの締め付け、アンカーの打込み) - b ステンレス部材の面取りがされていないもの	図-2

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
	ウ 室内の状態 図－3 ①弁体及び管体 a さびが出ているもの b 損傷がみられるもの ②壁体と管体間の緩衝材の充てんが十分でないもの ③仕切弁明示板及び酸欠注意板が取付けていないもの ④室に浸透水があるもの ⑤室内が清掃されていないもの エ 鉄蓋の据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。	図－3

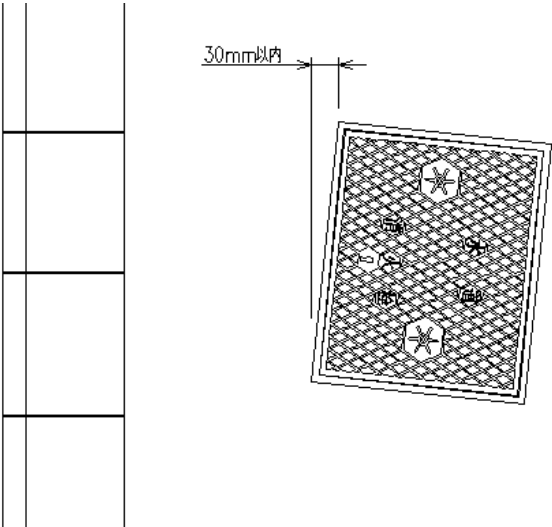
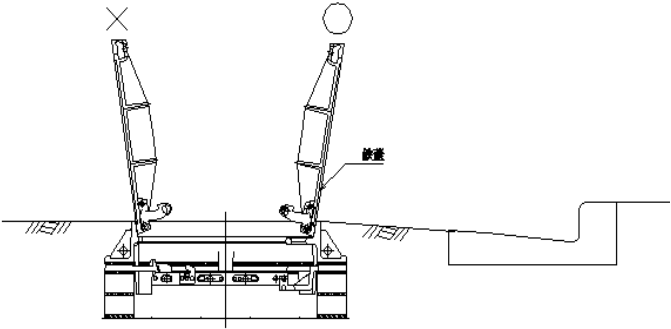
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
2 消火栓設置工	(1) 室設置工 ア 消火栓設置 ①消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの ②消火栓の放水口の位置が適正でないもの イ フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの ウ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの エ 室に浸透水があるもの (2) コンクリートブロックの仕上げ ア コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの イ コンクリートブロックの目地モルタルの状態 ①目地モルタルがないもの ②目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの (3) 室内の状態 ア 室内が清掃されていないもの イ 矢印・Oマーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの ウ さびが消火栓等に出ているもの (4) 鉄蓋据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。	 図-4

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
3 空気弁室築造工	(1) コンクリート及びブロックの仕上げ ア 床版に溝切り施工がされていないもの 図－5 イ コンクリートの表面仕上げが粗雑なもの ウ 目地モルタルの仕上げが粗雑なもの エ 側塊の積重ねでズレが5mm以上あるもの 図－5 オ 頂版及び床版のコンクリートが弁の操作に支障のあるもの (2) 金物類の取付 ア 足掛金物の取付け間隔が昇降に支障のあるもの イ 足掛金物がグラツキのあるもの (3) 室内の状態 ア 室に浸透水があるもの イ 管体及び弁体にさびが出ているもの ウ 室内が清掃されていないもの (4) 鉄蓋据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。	 図－5

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
4 排水設備工	(1) 洗掘防止用ステンレス鋼板の取付け状態 ア 固定が緩いもの、固定ボルトの数が少ないもの イ 取付位置に片寄りがあるもの 図－6 ウ 規定の大きさ及び厚さのないもの (2) 排水管の取付け状態 ア 管周りのコンクリート打設が不十分なもの イ 管の長さに過不足があるものもの 図－7 ウ 排水管の底部と人孔室底部との間に沈砂に備えて十分な間隔が取れていないもの (3) 排水弁キョウを使用していないもの (4) 弁キョウの据付、コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。	図－6 図－7

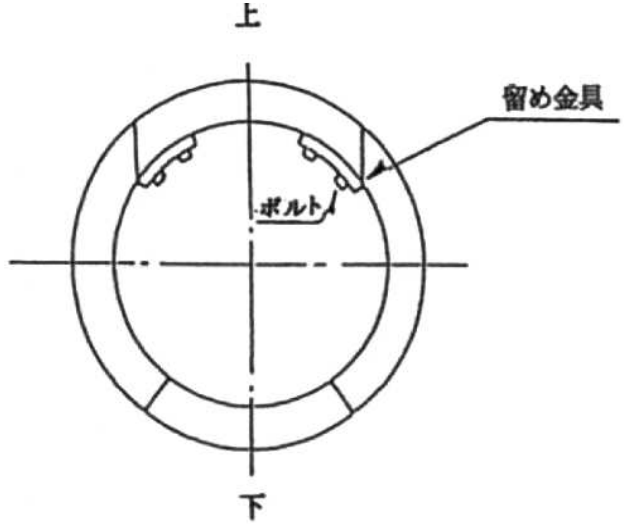
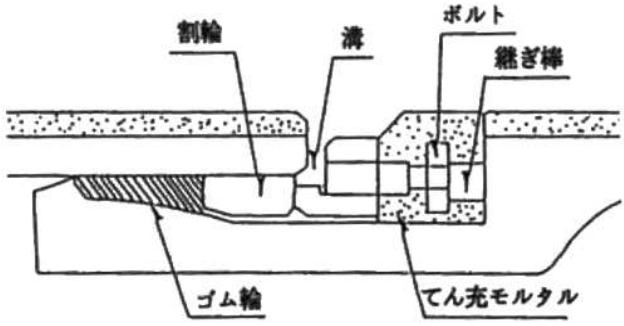
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
5 通信ケーブル人孔室の築造工	(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの。 (2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの。 図－8 (3) 仮配線の鉄線を通してないもの。 (4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの。 図－9 (5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。	 図－8  図－9

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
6 伸縮管室、流量計室等の築造工	(1) 電食防護箇所塗覆装のないもの。 (2) 仮設管台を取り残したもの。 (3) 半円状梯子にぐらつきがあるもの。 (4) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。	

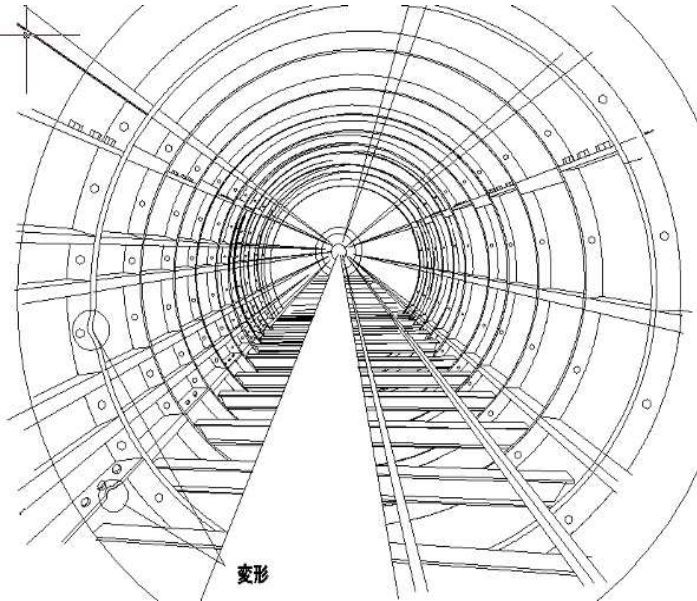
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
7 鉄蓋据付け工	(1) 鉄蓋が埋没しているもの。 (2) 鉄蓋のピンがねじ込み不足しているもの。 (3) 鉄蓋の据え付け向きが、管路との平行性で偏差が 30mm以上あるもの。 図－10 (4) 鉄蓋にさびが出ているもの (5) 鉄蓋の開閉が道路勾配の低い方でないもの。 また、操作上危険と認められるもの。 図－11 (6) 鉄蓋の高さ調整コンクリート ア モルタル仕上げ面が粗雑なもの。 イ 密着していないもの。 ウ 200mm以上あるもの。	 図－10  図－11

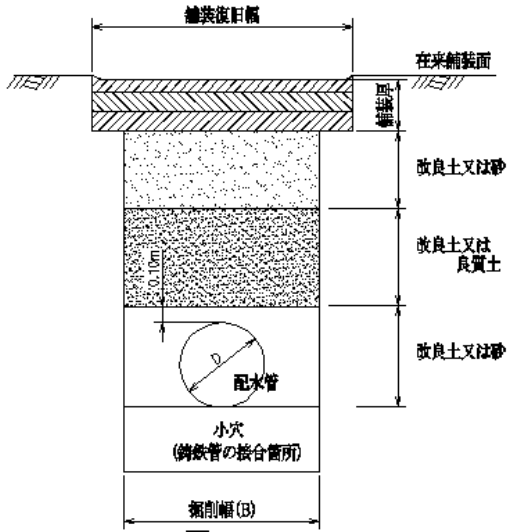
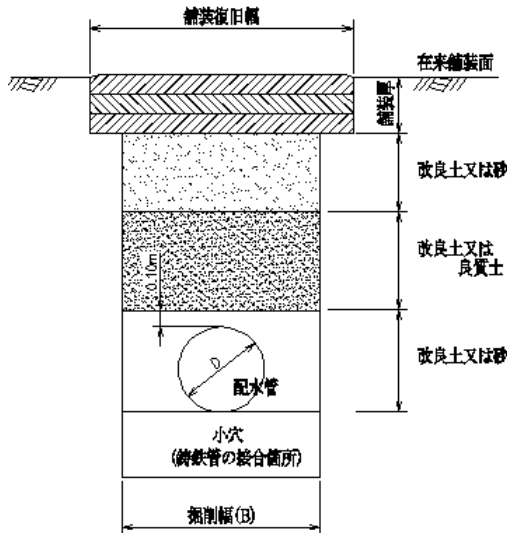
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
8 添架工及び上越工	(1) 取付部の防護コンクリートの状態 ア 通行に支障があるもの。 イ 損傷、クラック等があるもの。 ウ 仕上げ面が粗雑なもの。 (2) 空気弁取付状態 ア ねじ込みが不十分なもの。 イ 垂直性が欠けているもの。 (3) 塗装面に刷毛むら、塗りもれ及び汚れ等があるもの。 (4) 橋梁部材に管の上部が密着しているもの。 (5) 吊り金物に遊びがあるもの。 (6) 受け金物及び吊り金物が橋梁部と密着していないもの。	

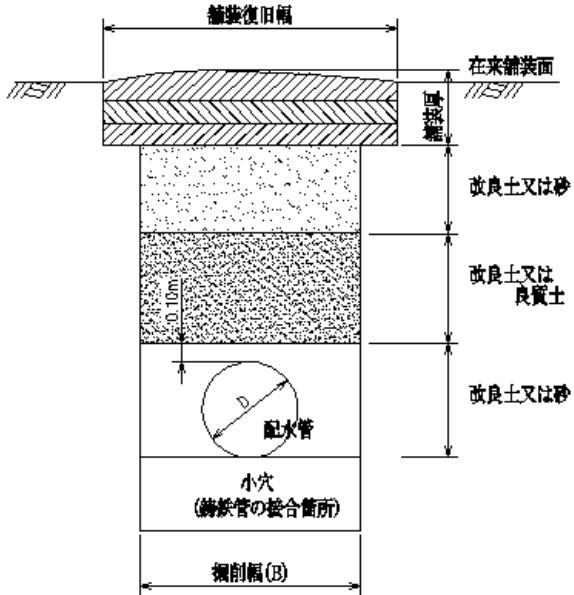
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
9 鋼管塗装工	(1) 塗膜が密着していないもの。 (2) 塗膜の塗り厚さに不足があるもの。 (3) ピンホールがあるもの。 (4) 塗装面にふくれ、へこみ、しわ、たれ及び突起物等があるもの。 (5) 異物の巻込みがあるもの。 (6) 傷があるもの。 (7) 清掃がされていないもの。	

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
10 内面継手工	(1) セメントモルタルが密着していないもの。 (2) モルタルの硬化が不良なもの。 (3) 表面仕上げ ア ボルトの一部が、出ているもの。 イ 平滑性を欠いているもの。 ウ 異物の巻込みがあるもの。 エ 傷があるもの。 (4) 留金物のボルトの一部が緩いもの。 図－1 2 (5) 接合部の溝が清掃されていないもの。(特に下部側) 図－1 3	 図－12  図－13

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
11 推進工事	(1) シーリング材の充てんが不十分で地下水及び細砂等が流入しているもの。 (2) さや管継手部のモルタル充てん状態 ア 充てんが過不足であるもの。 イ 仕上げが粗雑なもの。 (3) 清掃が十分されていないもの。	

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
12 シールド工事	(1) セグメントリング間のボルトの締め付けが緩いもの。 (2) セグメントのリブが変形しているもの 図－14 (3) グラウト注入孔の埋金がないもの。 (4) シーリングが不十分で漏水しているもの。	 図－14

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
13 舗装工	(1) 復旧舗装面が在来舗装面に比べ、段差又はすき間のあるもの。 ア 段差 ①在来舗装面より低いもの。 図－15 ②在来舗装面より高いもので、次の状態のもの。 a すり付け不十分なもの。 図－16 b 車両通行のときバウンドを与えるもの。 図－17 イ すき間 ①へアークラック程度以上のもの。 (2) 砂利道等で転圧不足のもの。 (3) 路床及び路盤の施工が良くないもの。 (4) 歩道切り下げ部分で在来ブロック等と均一に敷き均していないもの。 (5) ブロック舗装で目地に砂が十分に充てんされていないもの。 (6) ブロック舗装の張り立てが粗雑なもの。 (7) カッター跡が補修されていないもの。 (8) コア採取跡が補修されていないもの。 (9) その他 ア 街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を損傷しているもの。 イ 街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を汚染しているもの。 ウ 区画線、道路標示及び道路標識等を復元していないもの。 エ 清掃及び跡片付けが不十分でないもの。	 図－15  図－16

工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
		 The diagram illustrates a cross-section of a pipe repair. At the top, a hatched area represents the 'existing pipe' (在来舗装面). Below it is a layer of 'backfill' (戻り土). The main body of the repair consists of three layers of 'improved soil or sand' (改良土又は砂). A 'small hole' (小穴) is shown, which is the 'connection point for the pipe' (配水管の接合箇所). The diameter of this hole is labeled 'D'. The width of the repair area is labeled 'repair width (B)' (掘削幅(B)). A vertical dimension of '0.10m' is indicated for one of the improved soil layers. The total width of the repair area is labeled 'repair width (B)' (掘削幅(B)). 図－17

第3章

設 備 編

1 東京都水道局材料検査実施基準

東京都水道局材料検査実施基準

第1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程第281条の6の規定に基づき、東京都水道局が契約した工事又は製造（以下「工事」という。）に使用する受注者持材料の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 適用範囲等

この基準は、水道用機械・電気設備工事及び建築附帯設備工事（建築附帯機械設備工事及び建築附帯電気設備工事）に適用する。

第3 検査の執行区分及び検査方法

- 1 水道用機械・電気設備工事の材料検査は、別表（設備工事）＜監督員検査品目＞に掲げる品目について監督員が行い、「4 設備機器品目別検査実施基準表＜検査員検査品目＞」に掲げる品目については検査員が行う。
- 2 工場等における工事に重要な材料又は特注品等の試験や検査は、原則として検査員が行う。
- 3 建築附帯設備工事（建築附帯機械設備工事及び建築附帯電気設備工事）の材料検査は、財務局材料検査実施基準（東京都財務局）を準用する。

第4 検査命令

- 1 検査員が行う材料検査
検査担当課長が、当該工事を担当する検査員に命ずる。ただし、検査担当課長が必要と認めるときは、他の検査員又は複数の検査員に命ずることができる。
- 2 監督員が行う材料検査
工事担当課長が、当該工事を担当する監督員に命ずる。

第5 検査請求書

- 1 検査員が行う材料検査は、そのつど「材料検査請求書（第〇回）」を提出させ、検査を行う。
- 2 監督員が行う材料検査は、そのつど「機器材料搬入・検査簿（第〇回）」を提出させ、検査を行う。

第6 検査の立会い

- 1 検査員又は材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が材料検査を行う場合は、契約の相手方に立会いを求める。

なお、立会い者は、現場代理人、監理技術者等及び専門の技術者等とする。

- 2 検査員が行う材料検査は、原則として、監督員又は工事担当課長が指定する職員（以下「立会員」という。）に立会いを求める。
- 3 監督員が行う材料検査は、特に必要がある場合を除いて、他の職員の立ち会いを要しない。
- 4 検査員及び立会員は、意見が一致しないとき、又は検査の実施に疑義を生じたときにはそれぞれ検査担当課長及び工事担当課長に報告し、その指示を受ける。

第7 検査の方法

- 1 機器・材料検査の方法は、次のとおりとする。

（1）品質検査

品質検査は、工事に使用する材料の外観、形状、寸法、重量、性能等について、検査職員が、設計図書（特記仕様書等）、承諾図書、機械・電気設備工事標準仕様書、水道用配管材料仕様書、土木材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書等に照らして検査する。

また、検査方法が日本工業規格（以下「J I S」という。）、日本電機工業会規格（以下「J E M」という。）、電気学会電気規格調査会標準規格（以下「J E C」という。）、日本水道協会規格（以下「J W W A」という。）の規格に準拠しているか確認する。

ア 立会いによる検査

施工現場で確認が困難または、試験に特別の機材等を必要とするものについて、特性、動作、外観、構造、寸法、塗装等の、品質管理上の試験を工場で実施し判定する。また、据付け後でないと検査できない項目や現場補修を実施したもののうち指定する検査項目は、現場で実施する特性試験等により判定する。

理化学的性質については、試験研究機関における試験又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果に基づき判定する。

イ 照合による検査

特性、動作、外観、構造、寸法、材質等の品質管理上の試験成績表等を観測して判定する。

また、J I S、J E M、J E C、J W W Aの規格に準拠しているかを現品と照合して判定する。

形式認定として申請された機器については、試験成績書を確認し判定する。

ウ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、製品仕様書、製作図、試験成績表等による観測及びJ W W A等の規格又は認証を示すマークの表示の確認により判定する。

(2) 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、設計図書（特記仕様書等）、承諾図書等に照らして次の方法により検査する。

ア 検量による検査

使用前の材料を直接計量する。なお、直接計量することができない場合は、検査職員の判断により別の検査方法によることができる。

イ 出来形による検査

材料使用後に出来形等により間接的に確認する。

2 各品目別の検査方法

各品目別の検査は別表（設備工事）＜監督員検査品目＞及び「4 設備機器品目別検査実施基準表＜検査員検査品目＞」により行う。

ただし、検査職員がこれによることが適当でないと認める場合、又はこれによる必要がないと認める場合は、検査担当課長（監督員が検査を行う品目については工事担当課長）の承諾を得て、その方法を変更することができる。

- 3 確認及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS、JEM、JEC等規格品と照合ができない場合、納入された材料に疑義が生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

第8 検査結果判明後の措置

- 1 検査員は、材料検査が完了したときは速やかに契約の相手方に合・否を通知し、不合格品がある場合は、契約の相手方にこれを引き取らせる。
- 2 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は、契約の相手方にこれを引き取らせる。
- 3 1、2において、契約の相手方に引き取らせた場合は改めて材料検査を行う。

第9 検査結果の報告

- 1 検査員は、材料検査を完了したとき検査担当課長に報告する。
- 2 監督員は、材料検査にて不合格品がある場合、工事担当課長に報告する。

第10 特殊な品目の材料検査

別表（設備工事）＜監督員検査品目＞及び「4 設備機器品目別検査実施基準表＜検査員検査品目＞」に記載のない品目の検査方法は、特記仕様書等に定められているものを除き、出納課長と検査担当課長及び工事担当課長が協議して定める。

なお、協議結果については、検査担当課長が検査員及び監督員に通知し、監督員は契約の相手方にこれを通知する。

別表（設備工事） ＜監督員検査品目＞

- 1 設備機器品目別検査実施基準表＜検査員検査品目＞で検査員検査に指定されていない品目の検査は、監督員が工事現場で行う。
- 2 全ての機器・材料の現場搬入時の検査についても監督員が行う。

（１／４）

区 分	品 名	検査方法		摘 要
		品 質	数 量	
ポンプ	主ポンプ、補機ポンプ、真空ポンプ	確 認	検 量	
	薬品ポンプ	確 認	検 量	
弁扉類	仕切弁、バタフライ弁等	確 認	検 量	
	オゾン用弁	確 認	検 量	
	安全弁	確 認	検 量	
	ダイヤフラム弁	確 認	検 量	
	自動調節弁、減圧弁	確 認	検 量	
配管設備	水道用配管類（铸铁管、鋼管、その他）	確 認	検 量	
	ライニング鋼管	確 認	検 量	
	オゾン用配管	確 認	検 量	
	散気板、散気管	確 認	検 量	
	その他配管類	確 認	検 量	
	表面洗浄装置	確 認	検 量	
	可とう管、伸縮管、バレル	確 認	検 量	
塔、槽類	薬品槽	確 認	検 量	
	水槽	確 認	検 量	
	空気槽、圧油槽、その他	確 認	検 量	
	排オゾン処理塔、真空タンク、活性炭塔、その他	確 認	検 量	
	燃料槽	確 認	検 量	
空気源設備	空気圧縮機、その他	確 認	検 量	
	除湿装置	確 認	検 量	

区 分	品 名	検査方法		摘 要
		品 質	数 量	
注入機類	次亜注入機、PAC注入機、水酸化ナトリウム注入機、水酸化カルシウム注入機、硫酸注入機、活性炭注入機、オゾン発生器、その他	確 認	検 量	
送・排風設備	送・排風機	確 認	検 量	
	オゾン排気用ダクト、排煙ダクト	確 認	検 量	
発電設備	ガスタービン、ディーゼル等	確 認	検 量	
	発電機	確 認	検 量	
その他設備	冷却器（電動機用、液体抵抗器用、その他）	確 認	検 量	
	かくはん機	確 認	検 量	
	冷温水発生機	確 認	検 量	
受配電設備	計器用変圧器、変流器、その他	確 認	検 量	
	避雷器	確 認	検 量	
	コンデンサ、リアクトル	確 認	検 量	
	ケーブル	確 認	検 量	
電動機	電動機	確 認	検 量	
速度制御設備	液体抵抗器	確 認	検 量	
	金属抵抗器	確 認	検 量	
特殊電源設備	充電器	確 認	検 量	
	交流無停電電源装置	確 認	検 量	
	蓄電池	確 認	検 量	
	太陽電池モジュール、パワーコンディショナ	確 認	検 量	

区 分	品 名	検査方法		摘 要
		品 質	数 量	
工業計器	流量計（電磁、超音波）	確 認	検 量	
	水質計器「濁度計、pH計、残留塩素計、電気伝導率計、低濁度計、微粒子カウンタ計、色度計、アルカリ度計、TOC計、塩素要求量計、アンモニア濃度計、COD計、UV計、自動水質計器、シアン計、その他」	確 認	検 量	
	溶存オゾン濃度計、DO計、蛍光強度計、気中オゾン濃度計、酸素ガス濃度計、汚泥濃度計	確 認	検 量	
	一般工業計器「圧力伝送器、差圧伝送器、水位計、記録計、調節計、演算器、設定器、気象観測装置、その他」	確 認	検 量	
	その他計器「臭気測定装置、毒物検知装置、油膜検知器、汚泥界面計、その他」	確 認	検 量	
監視制御設備	計算機（管理用、制御用）	確 認	検 量	
	監視操作装置、制御装置、入出力装置、計装盤、継電器盤、その他	確 認	検 量	
	工業用テレビ、カメラ、侵入監視装置、自動検針装置	確 認	検 量	
通信設備	電話交換機	確 認	検 量	
	無線装置	確 認	検 量	
電食防止設備	排流器盤、その他	確 認	検 量	

区 分	品 名	検査方法		摘 要
		品 質	数 量	
配線器具及び 電気機器	照明器具	確 認	出来形	
	配線器具	確 認	出来形	
	電磁開閉器類	確 認	出来形	
	ベル、ブザー類	確 認	出来形	
	換気扇、天井扇類	確 認	出来形	
	圧力換気扇	確 認	出来形	
	光電式自動点滅器	確 認	出来形	
	各種電線管	確 認	出来形	(注 1)
	可とう電線管	確 認	出来形	(注 2)
	各種電線管継手	確 認	出来形	(注 3)
	ケーブルラック	確 認	出来形	
	接続材料	確 認	出来形	
	接地材料	確 認	出来形	
	電極棒類	確 認	出来形	
	電柱及び支持金物	確 認	出来形	
	ハンドホール	確 認	出来形	
	埋設標	確 認	出来形	
	絶縁用ゴム板	確 認	出来形	
給排水衛生用 配管類	配管類	確 認	出来形	
	弁類	確 認	出来形	
	伸縮継手	確 認	出来形	
	防振継手	確 認	出来形	
	可とう継手	確 認	出来形	
	保温、保冷材	確 認	出来形	
	防露材料類	確 認	出来形	
配管材	ストレーナ	確 認	出来形	
	配管用支持金物	確 認	出来形	
	バルブボックス	確 認	出来形	
塗料類	塗料	確 認	出来形	
部品類	クレーン用レール	確 認	出来形	
	同上用トロリー線	確 認	出来形	
	Vベルト	確 認	出来形	
	絶縁油	確 認	出来形	
	潤滑剤	確 認	出来形	
	ワイヤロープ	確 認	出来形	
	工具類	確 認	出来形	

注 1 鋼、厚鋼、ネジ無し、H I V E、V E波付き硬質ポリエチレン管等

注 2 C D、P F、1種可とう、ビニル被覆1種可とう管等

注 3 カップリング、ねじなしカップリング、T Sカップリング等

2 既済部分検査認定基準

既済部分検査認定基準

第1 目的

この認定基準は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事検査（既済部分検査）の円滑化、効率化に資することを目的とする。

第2 適用の範囲

この既済部分検査認定基準及び既済部分認定数量算出方法（以下「基準等」という。）は、次に掲げる工事の既済部分検査の認定及び認定数量の算出（以下「認定等」という。）を行う場合に適用する。

- （１）建築設備工事及び水道用機械・電気設備工事
- （２）（１）に掲げる工事のほかこの基準等に定める工種が単独で計上されている工事

第3 適用の除外

第2の規定に係わらず、次の認定等の基準及び方法は、検査担当課長及び工事担当課長が出納課長と協議する。

- （１）基準等によりがたいと認めたとき。
- （２）基準等に定めのある工種と定めのない工種とを一括して認定等をするとき。
- （３）基準等に定めのない工種又は定めによらないで認定等をするとき。

第4 出来高の確認方法

検査員は、既済部分検査を「既済部分検査認定基準」により、出来高として採用できる既済部分と不採用とすべき未済の部分とを区別して出来高の確認を行う。

建築設備工事その１（電気）

工 種 別	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
受変電設備工事	(イ)高圧盤、低圧配電盤、変圧器、進相コンデンサ、 中央監視盤など盤類及び主要機器の据付完了時 (ロ)開閉器類、断路器など機器の取付完了時	90	
発電機設備工事	(イ)発電機、発電機盤の据付完了時 (ロ)各種槽類、ポンプ、煙道の取付完了時	90	
蓄電池設備工事	蓄電池、蓄電池盤の据付完了時	90	
幹線・動力 設備工事	(イ)動力制御盤類の据付完了時 (ロ)ハンドホール築造完了時	90	
電灯設備工事	(イ)照明器具類の取付け完了時 (ロ)分電盤、主要器具の取付完了時	90	
電話配管設備工	端子盤の取付完了時	90	
拡声設備工事	(イ)増幅器、レコードプレーヤなど主要機器の据付完了時 (ロ)スピーカ類の取付完了時 (ハ)端子盤、主要器具の取付完了時	90	
電話時計設備工	(イ)親時計の取付完了時 (ロ)子時計の取付完了時	90	
火災報知設備工	(イ)受信機、副受信機の据付完了時 (ロ)発信機及び主要器具の取付完了時 (ハ)感知器類の取付け完了時	90	
配管・配線工事	各工事毎に配管及び配線について室別、階別、 縦シャフト別等、施工箇所を定めた場合、当該工事 完了時の出来形	90	
その他工事	各工種別に上記に準じて設定した工事の完了 時	90	
仮設費及び諸経	全直接工事費の出来高に相当する率		

注 1 盤類、機器類の据付又は取付完了時とは、機器単体の据付又は取付完了とし、配管、配線の接続工事は含まない。

注 2 照明器具類、分電盤、端子盤、感知器類など建物全般に取り付ける。機器については、室別、階別など施工箇所を限定し、部分別に出来形を定めることができる。

建築設備工事その2（衛生）

工 種 別	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
給水設備工事	(イ)ポンプ類の据付完了時 (ロ)水槽類の据付完了時	90	
給湯設備工事	(イ)温水ボイラー、貯湯槽の据付完了時 (ロ)給湯器類の取付完了時 (ハ) ポンプ類、槽類の据付完了時	90	
消火設備工事	(イ)ポンプ類の据付完了時 (ロ)屋内消火栓、送水口など消火栓類の据付完了時	90	
排水設備工事	(イ)ポンプ類の据付完了時 (ロ)主要機器類の取付完了時 (ハ)枴類の設置完了時	90	
衛生器具設備工	衛生器具類の取付完了時	90	
配管・配線工事	各工事毎に配管及び配線について室別、階別、 縦シャフト別等、施工箇所を定めた場合、当該工事 完了時の出来形	90	
その他工事	各工種別に上記に準じて設定した工事の完了 時	90	
仮設費及び諸経	全直接工事費の出来高に相当する率		

注1 ポンプ類、槽類など機器類の据付又は取付完了時とは、機器単体の据付又は取付完了とし、配管の接続工事は含まない。

注2 衛生器具類、排水設備の主要器具など建物全般に取り付ける機器及び枴類については、室別、階別など施工箇所を限定し、部分別に出来形を定めることができる。

建築設備工事その3（空調）

工 種 別	認 定 基 準	認定率(%)	備 考
冷凍機設備工事	(イ)冷凍機の据付完了時 (ロ)冷却塔の据付完了時	90	
ボイラ設備工事	(イ)ボイラーの据付完了時 (ロ)煙道（煙突）の取付完了時 (ハ)オイル用槽類の据付完了時 (ニ)還水槽その他槽類、ヘッダー類及び主要機器の据付完了時	90	
空調機器設備工事	(イ)空調機器類、空気ろ過器及び主要機器の据付完了時 (ロ)ユニット型空調機器類の取付完了時 (ハ)送風機類の据付完了時	90	
ダクト設備工事	(イ)吹出口、吸入口類の取付完了時 (ロ)ダンパー類の取付完了時 (ハ)主要ダクトの取付完了時 (ニ)主要部分の保温完了時	90	
配管設備工事	(イ)ポンプ類の据付完了時 (ロ)ヘッダー類、槽類の据付完了時 (ハ)主要配管の完了時 (ニ)主要部分の保温・防露完了時 (ホ)主要機器類の取付完了時	90	
自動制御設備工事	(イ)制御機器類の取付完了時 (ロ)中央監視盤その他盤類の据付完了時 (ハ)主要配管、配線完了時	90	
換気設備工事	(イ)送風機類の据付完了時 (ロ)吹出口、吸入口類の取付完了時 (ハ)ダンパー類の取付完了時 (ニ)主要ダクト・フードの取付完了時 (ホ)空気ろ過器、主要機器の取付完了時	90	
その他工事	各工種別に上記に準じて設定した工事の完了時	90	
仮設費及び諸経費	全直接工事費の出来高に相当する率		

注1 冷凍機、ボイラー、ポンプ類の据付又は取付完了時とは、機器単体の据付又は取付完了とし、配管の接続工事は含まない。

注2 ダクト工事、配管工事、保温工事は、室別、階別、縦シャフト別など施工箇所を定めた場合、当該部分の工事完了時をもって出来形とする。

注3 ユニット型空調機器類吹出口、吸入口類、制御機器類など建物全般に取り付ける機器は、室別、階別など施工箇所を限定し、部分別に出来形を定めることができる。

水道用機械・電気設備工事

工 種 別	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
立会検査を必要とする工種	高圧盤、電動機、ポンプ等の機器が据付けを完了したとき	据付け完了 90	電源や周辺配管との接続が完了していること。 ※1
	補修する電動機、ポンプ、液体抵抗器等の機器が据付けを完了したとき		
	高圧盤、電動機、ポンプ等の機器が工場での立会検査に合格し現場に搬入されたとき	材料検査・搬入完了 75	
	補修する電動機、ポンプ、液体抵抗器等の機器が工場での立会検査に合格し現場に搬入されたとき		
	現場での立会検査が完了したとき	現場検査完了 ※2	
	工場での立会検査が完了したとき	材料検査完了 30	当局の都合により現場搬入が出来ない場合に限る。
改造を行う工種	改造した機器が機能を発揮したとき	機能発揮 50	盤改造/外改造等
立会検査を必要としない工種	主要機器及び汎用ポンプ、配管、ケーブル等がその機能を発揮したとき	機能発揮 90	
土木、建築工事等の工種	それぞれの工事体系の定めによる		
間接工事費及び一般管理費等	工種別(直接工事費+機器費)の出来高率に相当する率		

※1 電源や周辺配管が、別途、関連工事で施工される場合、それ以外の部分について据付けが完了していること。

※2 「現場検査完了」とは、立会検査項目に現場での動作確認を含む機器（表面洗浄装置、オゾン用配管、排水サイフォン管、ライニング鋼管）が、当該の検査に合格すること。ただし、検査時に機能を発揮していることが確認できる場合は、据付け完了とする。

3 工事請負契約の解除に伴う 打切検査の標準的な確認方法

工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法

第1 目的

この確認方法は、請負契約解除に伴う打切工事の事務処理の円滑化、効率化に資することを目的とする。

第2 適用の範囲

この確認方法は、工事請負契約約款第 43 条第1項各号のうち、第1号、第4号、第6号、第7号及び第8号のいずれかに該当するものに適用する。

第3 出来高認定の考え方

- 1 出来高は、工事の出来形状況を十分把握した上で認定するものとする。
- 2 出来高の認定は、水道局の各種積算基準に基づき行う。

第4 出来形の確認方法

出来形の確認は次による。

- (1) 出来形として採用する既済部分と不採用とする未済部分とを明確に区分する。
- (2) 目的物の引渡しを受けた場合においては、維持管理上支障がなく、かつ、工事等の再開に支障がない範囲内で出来形を確認する。

第5 出来高の認定方法

1 建築工事及び建築設備工事

- (1) 工事打ち切り後、当該工事を引き継いで再開する場合において、原則として、その施工に支障を及ぼさない範囲内で、出来高として認定する。
- (2) 設備工事等の材料及び機器類において、搬入、据付または取り付けられたものについては、出来高として認定する。

2 水道用機械・電気設備工事

原則として、前項（2）を準用し、出来高を認定する。

3 設計委託、調査委託等

設計委託等の業務の再開に支障がない範囲内で、かつ、その業務の継続が可能なものについては、出来高として認定する。

第6 その他

この確認方法にあたらなない場合は、検査担当課長及び工事担当課長が出納課長と協議する。

建築設備工事その1（電気）

費 目	形 状	単 位	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
機 器 費	工場立会検査を必要とするもの	設計単位	立会検査完了し且つ現場搬入検査完了	100	
	工場立会検査を必要としないもの		現場搬入検査完了	100	
材 料 費		設計単位	現場搬入検査完了	100	
複 合 費			完了複合費	100	
工 費			工事完了分	100	
搬 入 費		式	搬入完了	100	
総 合 調 整 費			総合調整完了	100	
撤 去 費			撤去完了分	100	
負 担 金			支払い完了分	100	
試 験 費			試験完了	100	要試験成績書
立 会 検 査 費			立会検査完了	100	//
共 通 仮 設 費			出来高に相当する率		
諸 経 費			出来高に相当する率		

建築設備工事その2（機械）

費 目	形 状	単 位	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
機 器 費	工場立会検査を必要とするもの	設計単位	立会検査完了し且つ現場搬入検査完了	100	
	工場立会検査を必要としないもの	設計単位	現場搬入検査完了	100	
材 料 費		設計単位	現場搬入検査完了	100	
工 費			工事完了分	100	
複 合 費			完了複合費	100	
搬 入 費		式	搬入完了	100	
総 合 調 整 費			総合調整完了	100	
撤 去 費			撤去完了分	100	
負 担 金			支払い完了分	100	
試 験 費			試験完了	100	要試験成績書
立 会 検 査 費			立会検査完了	100	//
共 通 仮 設 費			出来高に相当する率		
諸 経 費			出来高に相当する率		

水道用機械・電気設備工事

費 目	形 状	単 位	認 定 基 準	認定率 (%)	備 考
機 器 費	工場立会検査を必要とするもの	設計単位	立会検査を完了し且つ 現場搬入検査完了	100	
	工場立会検査を必要としないもの		現場搬入検査完了	100	
直 接 工 事 費					
輸送費		式	輸送完了	100	
直接材料費		設計単位	現場搬入検査完了	100	
補助材料費		式	出来高に相当する率		
一般労務費			出来高に相当する率		
電気設備据付労務費 (機械設備据付労務費)			据付完了	100	
複合工費			据付完了	100	
特許使用料			当該工種完了	100	
水道光熱電力料			出来高に相当する率		
機械経費			出来高に相当する率		
総合試運転費			総合試運転完了	100	要試験成績書
特別経費			当該工種完了	100	
仮設費			出来高に相当する率		
間 接 工 事 費			出来高に相当する率		
設 計 技 術 費			出来高に相当する率		
一 般 管 理 費 等			出来高に相当する率		

4 設備機器品目別検査実施基準表

＜検査員検査品目＞

目 次

設備機器品目別検査実施基準表	3-4-1
検査項目の説明	3-4-2

機械設備

1-1 ポンプ

(1) 主ポンプ（原水、導水、取水、送水、配水、増圧、高度浄水）	3-4-3
(2) 補機ポンプ（表洗、逆洗、排水、排泥、場内給水、冷却水、 循環、検水、その他）	3-4-4
(3) 薬品ポンプ（受入、移送、循環、注入、揚液、その他）	3-4-5
(4) 真空ポンプ	3-4-6

1-2 弁扉類

(1) 水道用弁扉類（仕切弁、バタフライ弁、メタルシートバタフライ弁、 制水扉、逆止弁、空気弁、消火栓、その他）	3-4-7
(2) 水道用特殊弁扉類（コーン弁、偏心弁、スリーブ弁、フィックスドコーン弁 減圧用オート弁、緩閉式逆止弁、ライニング逆止弁、 多孔可変オリフィス弁、その他）	3-4-8
(3) オゾン用弁	3-4-9
(4) 安全弁	3-4-10
(5) ダイヤフラム弁	3-4-11
(6) 自動調節弁、減圧弁	3-4-12
(7) 起伏堰、可動堰	3-4-13
(8) 弁扉駆動装置	3-4-14

1-3 配管設備

(1) 水道用配管類（铸铁管、鋼管、その他）	3-4-15
(2) ライニング鋼管	3-4-16
(3) オゾン用配管	3-4-17
(4) 散気板、散気管	3-4-18
(5) その他配管類	3-4-19
(6) 表面洗浄装置	3-4-20
(7) 可とう管、伸縮管、バレル	3-4-21

1-4 塔、槽類

(1) 薬品槽	3-4-22
(2) 水槽	3-4-23
(3) 空気槽、圧油槽、その他	3-4-24
(4) 排オゾン処理塔、真空タンク、その他	3-4-25

(5) 燃料槽	3-4-26
1-5 空気源設備	
(1) 空気圧縮機、その他	3-4-27
(2) 除湿装置	3-4-28
(3) 自動露点計	3-4-29
1-6 注入機類	
(1) 次亜塩素酸ナトリウム注入機、PAC注入機、 水酸化ナトリウム注入機、水酸化カルシウム注入機、硫酸注入機、 活性炭注入機、オゾン発生器、その他	3-4-30
1-7 送・排風設備	
(1) 送・排風機	3-4-31
(2) オゾン排気用ダクト、排煙ダクト	3-4-32
1-8 発電設備	
(1) ガスタービン、ディーゼル等	3-4-33
(2) 水車	3-4-34
(3) 発電機	3-4-35
1-9 沈殿池、沈砂池、排水処理設備	
(1) 排泥かき寄せ機	3-4-36
(2) 高速沈殿池内機器、フラッシュミキサ、フロキュレータ その他	3-4-37
(3) 膜ろ過装置	3-4-38
(4) 脱水機	3-4-39
(5) 除じん機、マイクロストレーナ、ろ過機、その他	3-4-40
1-10 圧油設備	
(1) 圧油装置	3-4-41
(2) 貯油槽、その他	3-4-42
1-11 その他設備	
(1) 冷却器（電動機用、液体抵抗器用、その他）	3-4-43
(2) クレーン、ホイスト類	3-4-44
(3) 集じん機	3-4-45
(4) コンベヤ	3-4-46
(5) かくはん機	3-4-47
(6) 冷温水発生機	3-4-48

電気設備

2-1 受配電設備

- (1) ガス絶縁開閉装置 3-4-49
- (2) 特高盤、高圧配電盤、コンビネーションスタータ、その他 3-4-50
- (3) 低圧配電盤、監視盤、制御盤、コントロールセンタ、操作盤、分電盤、
中継端子盤、その他 3-4-51
- (4) 断路器、遮断器、その他 3-4-52
- (5) 変圧器（油入、ガス入、乾式、モールド） 3-4-53
- (6) 計器用変圧器、変流器、その他 3-4-54
- (7) 避雷器 3-4-55
- (8) コンデンサ、リアクトル 3-4-56
- (9) ケーブル 3-4-57

2-2 電動機

- (1) 電動機 3-4-58

2-3 速度制御設備

- (1) セルビウス装置、クレーマ装置、VVVF、その他 3-4-59
- (2) 液体抵抗器 3-4-60
- (3) 金属抵抗器 3-4-61

2-4 電力調整器

- (1) 電力調整装置 3-4-62

2-5 特殊電源設備

- (1) 充電器 3-4-63
- (2) 交流無停電電源装置（UPS） 3-4-64
- (3) 蓄電池 3-4-65
- (4) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ（PCS） 3-4-66

2-6 工業計器

- (1) 流量計（電磁、超音波） 3-4-67
- (2) 水質計器「濁度計（ろ過水、浄水用）、低濁度計、微粒子カウンタ計、
色度計、アルカリ度計、TOC計（全有機炭素）、
塩素要求量計、アンモニア濃度計、
COD計（化学的酸素要求量）、UV計（有機性汚濁モニタ）、
自動水質計器、シアン計、その他」 3-4-68
- (3) 溶存オゾン濃度計、DO計（溶存酸素濃度）、蛍光強度計、
気中（排、環境、発生、漏洩）オゾン濃度計、
酸素ガス濃度計、汚泥（スラッジ）濃度計 3-4-69
- (4) 一般工業用計器（圧力伝送器、差圧伝送器、水位計、記録計、調節計、
演算器、設定器、気象観測装置、その他） 3-4-70
- (5) その他計器「臭気測定器、毒物検知器、油膜検知器、
汚泥（スラッジ）界面計、その他」 3-4-71

2－7 監視制御設備

- (1) 計算機（管理用、制御用） 3-4-72
- (2) テレメータ、テレコントロール装置 3-4-73
- (3) 監視操作装置、制御装置、入出力装置、計装盤、継電器盤、その他 ...3-4-74
- (4) 工業用テレビ、カメラ、侵入監視装置、自動検針装置 3-4-75

2－8 通信設備

- (1) 電話交換機（総務省令技術基準適合認定品） 3-4-76
- (2) 無線装置 3-4-77

2－9 電食防止設備

- (1) 排流器盤、その他（直流電源装置を含む） 3-4-78

設備機器品目別検査実施基準表

第1 目的

この基準表は、東京都水道局材料検査実施基準第3の規定に基づき、検査員が行う設備機器の各品目別の検査について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 材料検査の方法

- 1 材料検査は、品質及び数量について行う。
- 2 品質の検査とは、機器の特性、動作、外観、構造、寸法等が設計図書（特記仕様書）、承諾書に沿ったものかどうか、実機による試験又は書類の照合により確認を行うことである。
 - （1）試験による検査は、公的機関で行う検査、製造業者の施設等を利用して行う検査（工場検査）、現場で実施する検査（現場検査）がある。工場検査と現場検査は、原則として工事完成前に性能、据付けその他の施工状態を確認し、合否を判定する。
 - （2）照合検査は、試験成績書、証明書と現品とを照合し、合否を判定する。
- 3 数量は、全数の確認を行う。

数量を把握できない場合は、記録写真、納品書等の証明書類又は出来形により確認を行う。

第3 材料検査の項目

材料検査の項目及びその内容は、別紙検査項目の説明に定めるところによる。

第4 適用範囲

- 1 検査員が行う設備機器の品目別の検査方法及び項目は、この基準表に定めるところによる。ただし、特記仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りでない。なお、この基準表で検査員検査に指定されていない品目の検査及び全ての機器・材料の現場搬入時の検査（確認・検量）は、監督員が工事現場で行う。
- 2 この基準表により、照合検査となっているものであっても、検査担当課長が特に、品質の確認を必要とするものは、立会検査とする。
- 3 立会検査は、原則として全数検査とする。ただし、この基準表により全数によらないもの又は試験設備等の制約により全数検査が困難な場合は、立会検査の目的が十分に確保できる場合に限り抽出検査とすることができる。なお、以下に掲げるものは原則として全数検査とする。
 - ①ポンプ（主ポンプ、補機ポンプ）、塔・槽類等の耐圧、気密検査及び内面塗装
 - ②水道用特殊弁類の耐圧、気密検査及び内面塗装
 - ③その他重要な機器
- 4 この基準表に定めのない機器の検査は、次により行う。
 - （1）検査対象の機器と類似する機器がある場合は、その機器の検査方法を準用する。
 - （2）類似する機器がない場合で、その機器の特性等の確認が必要なときは、立会検査とする。
- 5 1から4までによりがたい場合は、検査担当課長が、設計担当課長、工事担当課長及び検査主管課長と協議して定める。

検査項目の説明

	項 目	内 容	例 示
	材 質 検 査	部材の機械的性質、化学的成分等を確認して合否を判定する。	引張強度、成分分析、焼入れ硬度等
	溶 接 検 査	溶接状態を確認して合否を判定する。	X線検査、浸透探傷検査、磁粉探傷検査等
	ライニング検査	ライニング状態を確認して合否を判定する。	ピンホール、膜厚、密着、硬度等
	釣 合 い 検 査	回転体のバランスを確認して合否を判定する。	静、動バランス
	耐圧、気密検査	耐圧力強度、気密を確認して合否を判定する。	容器、弁、配管等の耐圧、気密等
	漏 れ 検 査	弁座、軸封等の漏れの有無を確認して合否を判定する。	弁、配管等の漏れ等
	変 形 検 査	所定の変位を与えて異常の有無を確認して合否を判定する。	可とう継手の偏心、圧縮、引張等
	水 張 り 検 査	上部開放状態において水を張り、漏れの有無を確認して合否を判定する。	槽類の水張り試験等
	荷 重 検 査	所定の荷重をかけ異常の有無を確認して合否を判定する。	クレーンの荷重試験等
	耐 風 圧 検 査	風、雪及び氷による荷重に対する機械的耐久性を確認して合否を判定する。	
	降 ひ ょ う 検 査	雹（ひょう）による衝撃に対する機械的強度を確認して合否を判定する。	
	特 性 検 査	機器の特性及び能力を確認して合否を判定する。	揚程、吐出量、速度、騒音、振動、温度、出力、効率、損失、電圧変動率、精度、インピーダンス電圧、容量等
	運 転 検 査	機器を連続運転して、異常の有無を確認して合否を判定する。	
	動 作 検 査	機器を運転し、機械的、電氣的動作状況を確認して合否を判定する。	
	開 放 検 査	特性、運転、動作検査等の実施後に機器を開放して、内部の異常の有無を確認して合否を判定する。	
	絶 縁 耐 力 検 査	電気機器の絶縁性能（絶縁抵抗を含む。）の合否を判定する。	
	塗 装 検 査	接水部等の重要な部分の塗装の合否を判定する。	
	外観、構造、寸法検査	外観、実装部品、寸法等を確認して合否を判定する。	
	そ の 他 検 査		

3-4-3

設 備 名	ポンプ	適 用 範 囲	口径400mm以上のもの
機 器 名	主ポンプ（原水、導水、取水、送水、配水、増圧、高度浄水）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
釣 合 い 検 査	羽根車バランス	△	△	—	注意事項6で補修内容①のもの
耐 圧 検 査		◎	◎	—	注意事項6で補修内容②のもの
		—	△	—	注意事項6で補修内容②でないもの
特 性 検 査	揚程、吐出量、回転数、軸動力、効率、温度、騒音、振動等	○	○	△	注意事項6で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項6で補修内容①または②でないもの。注意事項8
開 放 検 査		◎	◎	△	注意事項6で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項6で補修内容①または②でないもの
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項6で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項6で補修内容①または②でないもの
外 観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項6で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項6で補修内容①または②でないもの

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中からは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 ポンプの呼び径が2種類ある場合（例 400×350）は大きい方とする。
- 3 特性検査で使用する電動機は、原則として納入する機器を用いる。
- 4 附属する電動機は、電動機の検査項目による検査とする。
- 5 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。
- 6 補修内容 ①羽根車の改造又は取替え ②ケーシング又は揚水管の取替え
- 7 主軸、リング、軸受等の補修、取替えは照合検査とする。
- 8 工場補修で、上記6でないものの特性検査内容は、温度・騒音・振動とする。

・⇒電動機（3-4-58）

3-4-4

設 備 名	ポンプ	適 用 範 囲	口径 4 0 0 mm以上のもの
機 器 名	補機ポンプ（表洗、逆洗、排水、排泥、場内給水、冷却水、検水、その他）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
釣 合 い 検 査	羽根車バランス	△	△	—	注意事項 6 で補修内容①のもの
耐 圧 検 査		◎	◎	—	注意事項 6 で補修内容②のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容②でないもの
特 性 検 査	揚程、吐出量、回転数、 軸動力、効率、温度、 騒音、振動等	○	○	△	注意事項 6 で補修内容①または② のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または② でないもの。注意事項 8
開 放 検 査		◎	◎	△	注意事項 6 で補修内容①または② のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または② でないもの
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項 6 で補修内容①または② のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または② でないもの
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項 6 で補修内容①または② のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または② でないもの

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 ポンプの呼び径が2種類ある場合（例 400×350）は大きい方とする。
- 3 特性検査で使用する電動機及び速度制御装置等は、原則として納入する機器を用いる。
- 4 附属する電動機は、電動機の検査項目による検査とする。
- 5 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。
- 6 補修内容 ①羽根車の改造又は取替え ②ケーシング又は揚水管の取替え
- 7 主軸、リング、軸受等の補修、取替えは照合検査とする。
- 8 工場補修で、上記 6 でないものの特性検査内容は、温度・騒音・振動とする。

・⇒電動機（3-4-58）

3-4-5

設 備 名	ポンプ	適 用 範 囲	実験用のものを除く 追加塩素注入設備用搬送水ポンプを除く
機 器 名	薬品ポンプ（受入、移送、循環、注入、揚液、その他）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	△	ライニング仕様のもの
特 性 検 査	揚程、吐出量、回転数、 軸動力、効率、温度、 騒音、振動等	○	○	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 附属する電動機は、電動機の検査項目による照合検査とする。
- 3 ダイヤフラムポンプ等で、汎用品・既製品は照合検査とする。
- 4 工場補修で仕様等の変更がない場合は、照合検査とする。

- ・⇒注入機類（3-4-30）
- ・⇒電動機（3-4-58）

3-4-6

設 備 名	ポンプ	適 用 範 囲	口径 1 5 0 mm以上のもの
機 器 名	真空ポンプ		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
特 性 検 査	揚程、吐出量、回転数、 軸動力、効率、温度、 騒音、振動等	○	○	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中からは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄 2 附属する電動機は、電動機の検査項目による照合検査とする。 3 工場補修で仕様等の変更がないものは、照合検査とする。 ・⇒電動機（3-4-58）					

3-4-7

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	既製品を除く
機 器 名	水道用弁扉類（仕切弁、バタフライ弁、メタルシートバタフライ弁、制水扉、逆止弁、空気弁、消火栓、その他）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	△	ライニング仕様のもの 注意事項 7 で補修内容①のもの
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	制水扉の弁耐圧は除く 注意事項 7 で補修内容②のもの
動 作 検 査	開閉動作等	○	○	△	制水扉は現地据え付け後に行う 注意事項 7 で補修内容①または② のもの
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項 7 で補修内容①または② のもの
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項 7 で補修内容①または② のもの

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印が確認できるものは、全ての項目について照合検査とする。
- 3 緩閉式逆止弁は、特殊弁扱いとする。
- 4 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。
- 5 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。
- 6 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。
- 7 補修内容 ①内面ライニングの取替え ②弁箱、弁体又は弁座の取替え
- 8 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	
機 器 名	水道用特殊弁扉類（コーン弁、偏心弁、スリーブ弁、フィクストコーン弁、減圧用オート弁、緩閉式逆止弁、ライニング逆止弁、多孔可変オリフィス弁、その他）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	△	ライニング仕様のもの 注意事項 7 で補修内容①のもの
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	注意事項 7 で補修内容②のもの
動 作 検 査	開閉動作等	○	○	△	注意事項 7 で補修内容①または② のもの
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項 7 で補修内容①または② のもの
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項 7 で補修内容①または② のもの
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中は 1 台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印が確認できるものは、全ての項目について照合検査とする（流量調整用、減圧制御用を除く）。 3 騒音、振動等の特性検査は、現場据付後とする。 4 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。 5 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。 6 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 7 工場補修における補修内容 ①内面ライニングの取替え ②弁箱、弁体又は弁座の取替え 8 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。					

3-4-9

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	調節弁（電動、空気圧により動作するもの）、管内流体が空気のもの除く
機 器 名	オゾン用弁		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	注意事項 3、4
動 作 検 査	開閉動作等	◎	◎	△	注意事項 3、4
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項 3、4
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄 2 流量調整を行わない弁は、検査員との協議により照合検査とすることができる。（緊急遮断弁を除く） 3 管内流体が空気の中は、照合検査とする。 4 工場補修における補修内容が、駆動部、弁箱、弁体の取替え以外のものは照合検査とする。					

3-4-10

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	既製品を除く
機 器 名	安全弁		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
動 作 検 査	吹き出し、吹き止まり 動作等	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		△	△	△	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄

3-4-11

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	薬品用であって電動式、空気作動式のもの
機 器 名	ダイヤフラム弁		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	△	ライニング仕様のもの 注意事項 3
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	注意事項 3
動 作 検 査	開閉動作等	○	○	△	注意事項 3
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項 3
注 意 事 項					

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄
- 2 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。
- 3 工場補修における補修内容が、駆動部、弁箱、弁体の取替え以外のものは照合検査とする。

3-4-12

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	薬品用（ダイヤフラム弁を除く）
機 器 名	自動調節弁、減圧弁		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	
特 性 検 査		○	○	△	
動 作 検 査	開閉動作等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄
- 2 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウム、オゾン、PAC、水酸化ナトリウム、活性炭、硫酸、炭酸、消石灰とする。
- 3 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。

3-4-13

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	
機 器 名	起伏堰、可動堰		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
動 作 検 査	開閉動作等	◎	◎	△	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄 2 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。 3 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。 4 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 5 油圧装置を用いる場合は、圧油装置（3-4-41）による。 6 現場据付後でないと確認できない項目は、据付後に検査する。					

3-4-14

設 備 名	弁扉類	適 用 範 囲	
機 器 名	弁扉駆動装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
気 密 検 査		◎	◎	△	油圧・空気圧駆動装置のシリンダー一部で弁扉類が立会検査の場合
		△	△	△	上記でないもの
動 作 検 査	開閉動作、電流値、トルク動作、インターロック等	◎	◎	△	弁扉類が立会検査の場合
		△	△	△	上記でないもの
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	弁扉類が立会検査の場合
		△	△	△	上記でないもの
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	弁扉類が立会検査の場合
		△	△	△	上記でないもの
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄 2 動作検査は、附属する弁と組み合わせて試験する。 3 シリンダー部の気密検査は、最高使用圧力とする。					

3-4-15

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	口径 7 5 mm以上
機 器 名	水道用配管類（铸铁管、鋼管、その他）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷等	△	△	—	
耐 圧、漏れ検 査	耐圧、気密	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	△	△	—	
外観、構造、寸法検 査		△	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のはものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 溶接検査が不可能なものは耐圧検査を行う。
- 3 照合検査は「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印の確認等により行う。

3-4-16

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	薬品用でフランジ付のもの
機 器 名	ライニング鋼管		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
ライニング検査	ピンホール	◎	△	—	
耐圧、気密検査	弁圧、気密	△	△	—	現場据付後に行う
外観、構造、寸法検査		◎	△	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のはものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウム、オゾン、PAC、水酸化ナトリウム、活性炭、硫酸、炭酸、消石灰とする。 3 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印が確認できるものは、全ての項目について照合検査とする。 4 外観、構造、寸法検査の検査数量は、検査員との協議による。 5 ライニングの密着性について特記仕様書に記載がある場合は、立会にて打音検査を行う。					

3-4-17

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	オゾン注入、排オゾン用 散気部分を除く
機 器 名	オゾン用配管		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷等	△	△	—	
耐圧、気密検査	気密	◎	△	—	現場据付後に行う
外観、構造、寸法検査		◎	△	—	現場据付後に行う
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄					

3-4-18

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	オゾン注入用散気装置
機 器 名	散気板、散気管		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査	強度	△	△	—	
特 性 検 査	散気量	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-19

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	油、薬品、燃料、空気用等
機 器 名	その他配管類		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷等	△	△	—	
耐圧、気密検査	耐圧	△	△	—	現場据付後に行う（油圧配管）
	気密	△	△	—	現場据付後に行う（油圧配管は除く）
外観、構造、寸法検査		△	△	—	現場据付後に行う

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-20

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	回転式、固定式
機 器 名	表面洗浄装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
動 作 検 査	回転管の回転状況、ノズルの噴射状態	◎	△	—	現場据付後に行う
塗 装 検 査		△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 3 固定式の場合、動作検査は検査員との協議により照合とすることができる。					

3-4-21

設 備 名	配管設備	適 用 範 囲	既製品を除く
機 器 名	可とう管、伸縮管、バレル		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
耐圧、気密検査		△	△	—	バレルを除く
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	△	△	—	可とう管、伸縮管を除く
変 形 検 査		△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-22

設 備 名	塔、槽類	適 用 範 囲	既製品を除く。 次亜塩素酸ナトリウム槽、水酸化ナトリウム槽、 PAC用、消石灰用、その他
機 器 名	薬品槽		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷、磁粉 探傷等	◎	◎	△	X線は照合
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	◎	ライニング仕様のもの 注意事項2で補修内容①のもの
		—	—	◎	注意事項2で補修内容①でないもの
水 張 り 検 査	水張り	△	△	△	水張り時間は24時間
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 補修内容 ①現場でライニング等を取り替えたもの
- 3 工場組立品は工場立会検査とする。それ以外は現場検査とする。

3-4-23

設 備 名	塔、槽類	適 用 範 囲	鋼製、その他
機 器 名	水槽		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷、磁粉探傷等	△	△	—	既製品を除く
水 張 り 検 査	水張り	△	△	—	水張り時間は24時間
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。

3-4-24

設 備 名	塔、槽類	適 用 範 囲	既製品を除く
機 器 名	空気槽、圧油槽、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷、磁粉 探傷等	△	△	—	
耐圧、気密検査	耐圧、気密	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 照合検査は、「登録個別検定機関」が行う「個別検定」の結果により行う。
 （「登録個別検定機関」とは、（公社）ボイラ・クレーン安全協会に代表される法令上の登録機関のこと）

3-4-25

設 備 名	塔、槽類	適 用 範 囲	既製品を除く
機 器 名	排オゾン処理塔、真空タンク、活性炭塔、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線、浸透探傷、磁粉探傷等	◎	◎	—	X線は照合
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	—	ライニング仕様のもの
耐圧、気密検査	耐圧、気密	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 工場組立品は工場立会検査とする。それ以外の場合は現場検査とする。

3-4-26

設 備 名	塔、槽類	適 用 範 囲	既製品を除く
機 器 名	燃料槽		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
水 張 り 検 査	水張り	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 照合検査は、消防署等の「合格証」「合格証（印）」等により行う。					

3-4-27

設 備 名	空気源設備	適 用 範 囲	オゾン化空気源、空気呼吸器充填用のもの。 一般用で電動機出力が55kWをこえるもの。 実験用のものは除く。
機 器 名	空気圧縮機、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	空気量、圧力、回転数、 軸動力、温度、安全弁 等	○	△	△	
動 作 検 査	アンローダ動作、騒 音、振動	○	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	△	
	耐電圧	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	△	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中からは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 附属する電動機は、電動機の検査項目による検査とする。
- 3 ターボブロワ、ルーツブロワを含む。
- 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。

・⇒送・排風機（3-4-31）

・⇒電動機（3-4-58）

設 備 名	空気源設備	適 用 範 囲	計装用、オゾン発生用のもの
機 器 名	除湿装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
耐圧、気密検査	気密	◎	◎	△	
特 性 検 査	露点等	○	○	△	
動 作 検 査	シーケンス等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 計装用で、連動する空気圧縮機の電動機出力が55kWをこえないものは照合検査とする。

3-4-29

設 備 名	空気源設備	適 用 範 囲	
機 器 名	自動露点計		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	露点等	△	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		△	△	△	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄

3-4-30

設 備 名	注入機類	適 用 範 囲	実験用は除く
機 器 名	次亜塩素酸ナトリウム注入機、PAC注入機、水酸化ナトリウム注入機、水酸化カルシウム注入機、硫酸注入機、活性炭注入機、オゾン発生器、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
気 密 検 査		◎	◎	△	
特 性 検 査	流量、作動等	○	○	△	
動 作 検 査	シーケンス等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 オゾン発生器の工場製作・工場補修における特性検査は、定格風量時のオゾン発生量・作動等を工場にて行う。 ・⇒薬品ポンプ（3-4-5）					

3-4-31

設 備 名	送・排風設備	適 用 範 囲	オゾン排気用のもの。 一般用で呼び番号 8 以上のもの
機 器 名	送・排風機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
特 性 検 査	空気量、圧力、回転数、 軸動力、効率、温度、 騒音、振動等	○	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		◎	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中からは 1 台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 附属する電動機は、電動機の検査項目による検査とする。
- 3 特性検査で使用する電動機は、原則として納入する機器を用いる。

・⇒電動機（3-4-58）

3-4-32

設 備 名	送・排風設備	適 用 範 囲	ダンパー含む
機 器 名	オゾン排気用ダクト、排煙ダクト		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
気 密 検 査		△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 ・⇒電動機（3-4-58）

3-4-33

設 備 名	発電設備	適 用 範 囲	震災対策用応急給水施設に設置するもの。 出力が100kW以上のもの。
機 器 名	ガスタービン、ディーゼル等		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
運 転 検 査	負荷、過負荷、調速、 始動停止、連続運転、 燃料消費量、騒音、振 動、起動回数、過速度 等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。
- 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。
- 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。
- 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。

・⇒発電機（3-4-35）

3-4-34

設 備 名	発電設備	適 用 範 囲	
機 器 名	水車		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
耐 圧 検 査		◎	◎	—	注意事項 6 で補修内容②のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容②でないもの
特 性 検 査	負荷試験（有効落差・使用流量）、過速度、効率、温度、騒音、振動等	○	○	△	注意事項 6 で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または②でないもの
開 放 検 査		◎	◎	△	注意事項 6 で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または②でないもの
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項 6 で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または②でないもの
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項 6 で補修内容①または②のもの
		—	△	—	注意事項 6 で補修内容①または②でないもの
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中ものは 1 台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄					
2 特性検査で使用する発電機等は、原則として納入する機器を用いる。					
3 工場で耐圧、特性検査を実施できないときは、現場に据付け後に検査する。					
4 附属する発電機は、発電機の検査項目による検査とする。					
5 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。					
6 補修内容 ①ランナー羽根、ガイドベーンの改造又は取替え ②ケーシングの取替え					
7 主軸、リング、軸受等の補修、取替えは照合検査とする。					
8 耐圧検査は、設計規定圧力以上にて実施する。					
・⇒発電機（3-4-35）					

3-4-35

設 備 名	発電設備	適 用 範 囲	出力が150kW以上のもの
機 器 名	発電機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
運 転 検 査	負荷、過速度、温度、 電圧変動、巻線抵抗、 効率、騒音、振動等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗、耐電圧	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄 2 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 3 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。 4 騒音、振動は照合検査とし、据付後に現場で検査する。 ・⇒ガスタービン、ディーゼル等（3-4-33） ・⇒水車（3-4-34）					

3-4-36

設 備 名	沈殿池、沈砂池、排水処理設備	適 用 範 囲	リンクベルト式、中央駆動式、水中牽引式
機 器 名	排泥かき寄機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
特 性 検 査	速度、可変速、電流、騒音、振動等	○	△	△	
動 作 検 査	機構動作、インターロック、シーケンス、トルクリミッタ等	○	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	△	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。
- 3 現場据付後でないと確認できない事項は、据付後に現場で検査する。
- 4 遊星歯車式減速機単体は、検査員との協議により全ての項目について照合検査とすることができる。

3-4-37

設 備 名	沈殿池、沈砂池、排水処理設備	適 用 範 囲	
機 器 名	高速沈殿池内機器、フラッシュミキサ、フロキュレータ、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
特 性 検 査	速度、可変速、電流、騒音、振動等	○	△	△	
動 作 検 査	機構動作、トルクリミッタ等	○	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	△	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 3 現場据付後でないと確認できない事項は、据付後に現場で検査する。 4 遊星歯車式減速機単体は、検査員との協議により全ての項目について照合検査とすることができる。					

設 備 名	沈殿池、沈砂池、排水処理設備	適 用 範 囲	
機 器 名	膜ろ過装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
耐圧、漏れ検査		◎	◎	△	
特 性 検 査	流量、洗浄、膜破損等	○	○	△	
動 作 検 査	機構動作、シーケンス、インターロック等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。
- 3 「膜分離技術振興協会」(AMST) 規格合格品の膜モジュールは照合検査とする。

3-4-39

設 備 名	沈殿池、沈砂池、排水処理設備	適 用 範 囲	
機 器 名	脱水機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
動 作 検 査	機構動作、シーケンス等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 油圧装置を用いる場合は、圧油装置（3-4-41）の検査項目による検査を行う。

・⇒圧油装置（3-4-41）

設 備 名	沈殿池、沈砂池、排水処理設備	適 用 範 囲	
機 器 名	除じん機、マイクロストレーナ、ろ過機、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
特 性 検 査	回転数、電流、騒音、振動等	○	○	△	
動 作 検 査	機構動作、シーケンス、インターロック等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 3 現場据付後でないと確認できない事項は、据付後に現場で検査する。					

3-4-41

設 備 名	圧油設備	適 用 範 囲	
機 器 名	圧油装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
耐 圧 検 査		◎	◎	△	
特 性 検 査	油量、圧力、油温、騒音、振動等	◎	◎	△	
動 作 検 査	機構動作、逃し弁動作等	◎	◎	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中からは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄

- ・⇒水道起伏堰、可動堰（3-4-13）
- ・⇒脱水機（3-4-39）

3-4-42

設 備 名	圧油設備	適 用 範 囲	
機 器 名	貯油槽、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
水 張 り 検 査		△	△	△	水張り時間は24時間
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		△	△	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄					

3-4-43

設 備 名	その他設備	適 用 範 囲	電動機出力が300kW以上のもの
機 器 名	冷却器（電動機用、液体抵抗器用、その他）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
耐 圧 検 査		◎	△	△	
		△	△	△	プレート式
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	△	△	
		△	△	△	プレート式
外観、構造、寸法検査		◎	△	△	
		△	△	△	プレート式
注 意 事 項					

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄
 2 電動機用の耐圧検査は、検査員との協議により照合検査とすることができる。

・⇒液体抵抗器（3-4-60）

3-4-44

設 備 名	その他設備	適 用 範 囲	
機 器 名	クレーン、ホイスト類		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
特 性 検 査	速度等	△	△	△	
動 作 検 査	仮組立、機構動作等	△	△	△	
加 重 検 査	定格荷重、過荷重	△	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		△	△	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄 2 「(社)日本クレーン協会」または「(社)ボイラ・クレーン安全協会」の「検査証明書」等による照合 検査とする。					

3-4-45

設 備 名	その他設備	適 用 範 囲	
機 器 名	集じん機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
特 性 検 査	速度等	◎	◎	△	
動 作 検 査	機構動作、トルクリミ ッタ等	◎	◎	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄					

3-4-46

設 備 名	その他設備	適 用 範 囲	
機 器 名	コンベヤ		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	△	
動 作 検 査	機構動作等	△	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	△	△	△	
外観、構造、寸法検査		△	△	△	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

設 備 名	その他設備	適 用 範 囲	可搬形は除く
機 器 名	かくはん機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	△	—	
特 性 検 査	速度、可変速、電流回転数、騒音、振動等	○	△	—	
動 作 検 査	機構動作、トルクリミッタ等	○	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	△	—	
外観、構造、寸法検査		◎	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。
- 3 現場据付後でないと確認できない事項は、据付後に現場で検査する。
- 4 遊星歯車式減速機単体は、検査員との協議により照合検査とすることができる。

設 備 名	その他設備	適 用 範 囲	100RT（冷凍トン）≧386kW以上のもの
機 器 名	冷温水発生機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
気 密 検 査		◎	◎	—	
特 性 検 査	冷却能力、燃料消費量等	○	○	—	
動 作 検 査	シーケンス等	○	○	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の中からは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	
機 器 名	ガス絶縁開閉装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
気 密 検 査		◎	◎	△	0.1MPaを超える絶縁ガスの圧力を受ける部分
		—	—	◎	絶縁ガス区域内を補修するもの
特 性 検 査	主回路抵抗等	◎	◎	△	
		—	—	◎	絶縁ガス区域内を補修するもの
動 作 検 査	開閉操作、シーケンス等	◎	◎	△	
		—	—	◎	絶縁ガス区域内を補修するもの
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
		—	—	◎	絶縁ガス区域内を補修するもの
	耐電圧	◎	◎	△	
		—	—	◎	絶縁ガス区域内を補修するもの
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 工場製作及び工場補修で「(社)日本ボイラ協会」等の「試験成績書」が発行されるものは、気密検査を照合検査とすることができる。

3-4-50

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	特別高圧、高圧
機 器 名	特高盤、高圧配電盤、コンビネーションスタータ、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
動 作 検 査	開閉操作、シーケンス等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
		△	△	△	高圧用のバスダクト
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 絶縁耐力検査のうち制御回路などについては照合検査とすることができる。

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	低圧
機 器 名	低圧配電盤、監視盤、制御盤、コントロールセンタ、操作盤、分電盤、中継端子盤、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
動 作 検 査	開閉操作、シーケンス等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
防 水 検 査		△	△	△	対象は、立坑設備及び防水に関する保護等級を特に指定した設備
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 コントローラや通信装置を有しない機器、インターロック等の制御回路を含まない機器は、照合検査とする。
- 3 通信装置を有しないコントロールセンタは照合検査とする。
- 4 絶縁耐力検査のうち制御回路などについては照合検査とすることができる。
- 5 低圧配電盤にVVVFが組み込まれているものは、VVVFの特性検査を行う。
ただし、汎用品、既製品の特性検査は照合とする。
- 6 立坑設備の現場盤、構内動力盤は立会検査とする。

・⇒VVVF (3-4-59)

3-4-52

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	
機 器 名	断路器、遮断器、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	抵抗測定等	△	△	△	
動 作 検 査	開閉操作、シーケンス 等	△	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	膜厚等	—	—	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 高圧盤等に組み込まれているものは、盤の立会検査時に開閉動作等について検査する。

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	特別高圧、高圧
機 器 名	変圧器（油入、ガス入、乾式、モールド）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	無負荷、変圧比、位相 変位、インピーダンス、 温度、騒音、効率等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	膜厚等	◎	◎	△	
		△	△	△	乾式、モールド
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 低圧配電盤等に組み込まれているものは、盤の立会検査時に絶縁抵抗等について検査する。 3 補修において、耐電圧の検査を行う場合は検査員と協議する。 4 特性検査の騒音は現地据付後に測定する。 5 同一設計の試験記録を提供できる場合（特別高圧は除く）は温度上昇試験を省略することができる。 6 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。					

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	
機 器 名	計器用変圧器、変流器、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	変圧比、変流比、精度等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚等	—	—	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	
機 器 名	避雷器		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	動作開始電圧、漏れ電流等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚等	—	—	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-56

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	ユニット形を含む
機 器 名	コンデンサ、リアクトル		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	損失、温度、容量、定格時間等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	膜厚等	—	—	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-57

設 備 名	受配電設備	適 用 範 囲	公称電圧が154kV以上のもの
機 器 名	ケーブル		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	—	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	—	—	
	耐電圧	◎	—	—	
外観、構造、寸法検査		◎	—	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄					

設 備 名	電動機	適 用 範 囲	高圧電動機 低圧電動機で出力が300kW以上のもの
機 器 名	電動機		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	無負荷、温度、拘束、効率、二次電圧、巻線抵抗、騒音、振動等	○	△	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	△	
	耐電圧	◎	△	△	
耐圧、気密検査	耐圧等	◎	△	△	冷却器付きのもの
塗 装 検 査	色調、膜厚等	◎	△	△	
外観、構造、寸法検査		◎	△	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 補修の場合で巻線を替えない場合の温度試験は、軸受部のみとする。 3 補修の場合で巻線を替えない場合の拘束試験は省略する。 4 補修の場合は、巻線の絶縁診断を行う。 5 工場補修で巻線を替えた場合は、工場立会検査を行う。 6 拘束、巻線抵抗検査は、検査員との協議により照合検査とすることができる。 ・⇒主ポンプ (3-4-3) ・⇒補機ポンプ (3-4-4) ・⇒薬品ポンプ (3-4-5) ・⇒真空ポンプ (3-4-6) ・⇒冷却器 (3-4-43)					

3-4-59

設 備 名	速度制御設備	適 用 範 囲	高圧電動機用
機 器 名	セルビウス装置、クレーマ装置、VVVF、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	精度、波形、軽負荷電圧、 効率、保護装置、シーケ ンス	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	色調、膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 低圧電動機のVVVFで配電盤に組み込まれているものは、低圧配電盤の立会検査時に特性検査を行う。ただし、汎用品、既製品については、検査員との協議により特性検査を照合とすることができる。
- 3 高調波抑制対策ガイドラインの適用を受けるものは、現場据付後に高調波流出電流を測定する。

・⇒低圧配電盤（3-4-51）

3-4-60

設 備 名	速度制御設備	適 用 範 囲	電動機出力が300kW以上のもの
機 器 名	液体抵抗器		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
水 張 り 検 査	水張り	△	△	△	
特 性 検 査	抵抗、バランス、制御、 温度等	○	○	△	
動 作 検 査	機構動作等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 温度試験は、特記仕様書により使用条件等に指定がない場合は照合試験とする。 3 外付冷却器は冷却器による検査とする。 4 特性検査の制御と温度は現場据付後に試験する。 ・⇒冷却器（3-4-43）					

3-4-61

設 備 名	速度制御設備	適 用 範 囲	
機 器 名	金属抵抗器		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	抵抗測定等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-62

設 備 名	電力調整器	適 用 範 囲	
機 器 名	電力調整装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	出力特性試験、シーケンス試験	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	色調、膜厚等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 電力調整装置の一次側高圧配電盤（高圧変圧器含む）は、高圧配電盤（3-4-50）、変圧器（3-4-53）による検査を行う。
- 3 絶縁耐力検査のうち制御回路などについては照合検査とすることができる。

・⇒高圧配電盤（3-4-50）

・⇒変圧器（3-4-53）

3-4-63

設 備 名	特殊電源設備	適 用 範 囲	出力が200A以上のもの
機 器 名	充電器		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	入出力、電圧調整、効率、 温度等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 温度試験は、特記仕様書により使用条件等に指定がない場合は照合検査とする。

3-4-64

設 備 名	特殊電源設備	適 用 範 囲	出力が20kVA以上のもの
機 器 名	交流無停電電源装置（UPS）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	入出力、精度、効率、温度等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	◎	◎	△	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	△	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
2 温度試験は、特記仕様書により使用条件等に指定がない場合は照合試験とする。

3-4-65

設 備 名	特殊電源設備	適 用 範 囲	
機 器 名	蓄電池		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	容量試験等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄					

設 備 名	特殊電源設備	適 用 範 囲	総容量が200kW以上のもの
機 器 名	太陽電池モジュール、パワーコンディショナ（PCS）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場製作	工場補修	現場補修	
特 性 検 査	変換効率、最大出力、 負荷試験等	◎	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	△	—	
	耐電圧	◎	△	—	
機械的荷重検査	耐風圧試験等	○	△	—	太陽電池モジュール
降 ひ ょ う 検 査		○	△	—	太陽電池モジュール
湿潤漏れ電流検査		○	△	—	太陽電池モジュール
外観、構造、寸法検査		◎	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 太陽電池モジュールの特性検査、絶縁耐力検査、外観、構造、寸法検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。
- 3 汎用品、既製品のパワーコンディショナは、社内試験成績書による照合検査とする。
- 4 太陽電池モジュールの認証書（JETPVm認証）等が発行されるものは、機械的強度、降ひょう、湿潤漏れ電流検査について照合検査とする。

- ・⇒高圧配電盤（3-4-50）
- ・⇒低圧配電盤（3-4-51）

3-4-67

設 備 名	工業計器	適 用 範 囲	電磁流量計：口径400mm以上、 超音波流量計：2測線以上のもの
機 器 名	流量計（電磁、超音波）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
材 質 検 査		△	△	—	
溶 接 検 査	X線等	△	△	—	超音波流量計は除く
耐 圧 検 査		△	△	—	超音波流量計は除く
特 性 検 査	流量、精度等	△	△	—	流量試験は、秤量法、比較法、体積法のいずれかによる
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	超音波流量計は除く
塗 装 検 査	色調等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

設 備 名	工業計器	適 用 範 囲	携帯用簡易計測器は除く
機 器 名	水質計器「濁度計（ろ過水、浄水用）、低濁度計、微粒子カウンタ計、色度計、アルカリ度計、TOC計（全有機炭素）、塩素要求量計、アンモニア濃度計、COD計（化学的酸素要求量）、UV計（有機性汚濁モニタ）、自動水質計器、シアン計、その他」		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	流量、精度、シーケンス等	○	○	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 濁度計（ろ過水、浄水用でないもの）、pH計（水素イオン指数）、残留塩素計、電気伝導率計は全ての項目について照合検査とする。 3 計装盤等に組み込まれているものは、盤の立会検査時に信号ループ試験等について検査する。 4 原則として附属装置も検査の対象とする。 ・⇒計装盤（3-4-74）					

設 備 名	工業計器	適 用 範 囲	携帯用簡易測定器は除く
機 器 名	溶存オゾン濃度計、DO計（溶存酸素濃度）、蛍光強度計、 気中（排、環境、発生、漏洩）オゾン濃度計、酸素ガス濃度計、 汚泥（スラッジ）濃度計		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	流量、精度、シーケンス 等	○	○	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 溶存オゾン濃度計（蛍光式でないもの）は全ての項目について照合検査とする。
- 3 計装盤等に組み込まれているものは、盤の立会検査時に信号ループ試験等について検査する。
- 4 原則として附属装置も検査の対象とする。

・⇒計装盤（3-4-74）

3-4-70

設 備 名	工業計器	適 用 範 囲	携帯用を除く
機 器 名	一般工業計器「圧力伝送器、差圧伝送器、水位計、記録計、調節計、演算器、設定器、気象観測装置、その他」		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	精度等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
 2 計装盤等に組み込まれているものは、盤の立会検査時に信号ループ試験等について検査する。

・⇒計装盤（3-4-74）

3-4-71

設 備 名	工業計器	適 用 範 囲	携帯用を除く
機 器 名	その他計器「臭気測定器、毒物検知器、油膜検知器、汚泥（スラッジ）界面計、その他」		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	精度等	○	○	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 計装盤等に組み込まれているものは、盤の立会検査時に信号ループ試験等について検査する。 ・⇒計装盤（3-4-74）					

3-4-72

設 備 名	監視制御設備	適 用 範 囲	
機 器 名	計算機（管理用、制御用）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	ソフトウェア、信号等	○	○	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	—	—	—	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-73

設 備 名	監視制御設備	適 用 範 囲	
機 器 名	テレメータ、テレコントロール装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	精度、信号、電気特性、 安定度、温度等	○	○	△	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	△	
	耐電圧	△	△	△	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	△	
防 水 検 査		△	△	△	対象は、配水本管テレメータ設備 及び防水に関する保護等級を特に 指定した設備
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、－：空欄
 2 中央（上位側）からの操作信号を要しない配水本管テレメータ、表示専用のテレメータ装置、水運用のTCU装置等は、全ての項目について照合検査とする。

3-4-74

設 備 名	監視制御設備	適 用 範 囲	
機 器 名	監視操作装置、制御装置、入出力装置、計装盤、継電器盤、その他		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	シーケンス等	○	○	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	◎	◎	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
- 2 エネルギー監視用及び既製品の表示装置は、全ての項目について照合検査とする。
- 3 監視操作装置、制御装置、入出力装置の絶縁抵抗は照合検査とする。

3-4-75

設 備 名	監視制御設備	適 用 範 囲	
機 器 名	工業用テレビ、カメラ、侵入監視装置、自動検針装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
耐圧、気密検査		△	△	—	水中用のもの
特 性 検 査	感度、音量、電圧変動等	△	△	—	
動 作 検 査	機構動作、シーケンス等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	
注 意 事 項					
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄					

3-4-76

設 備 名	通信設備	適 用 範 囲	
機 器 名	電話交換機（総務省令技術基準適合認定品）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	総合動作、漏話等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄

3-4-77

設 備 名	通信設備	適 用 範 囲	携帯用及び車載用を除く
機 器 名	無線装置		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	送信出力、周波数偏差、 占有周波数帯幅、高調波 の強度等	○	○	—	
	相互変調感度、信号対雑 音比	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調等	◎	◎	—	
外観、構造、寸法検査		◎	◎	—	

注 意 事 項

- 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄
2 総務省「技術基準適合証明機器」は、特性検査を照合検査とすることができる。

3-4-78

設 備 名	電食防止設備	適 用 範 囲	
機 器 名	排流器盤、その他（直流電源装置を含む）		

検 査 項 目	検 査 主 要 内 容	検 査 方 法			備 考
		工場 製作	工場 補修	現場 補修	
特 性 検 査	逆電流等	△	△	—	
絶 縁 耐 力 検 査	絶縁抵抗	△	△	—	
	耐電圧	△	△	—	
塗 装 検 査	色調、膜厚等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—	

注 意 事 項

1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄